

◆ 第 8 回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 ◆

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：厚田村総合センター

日時：平成16年1月30日(金) 13:00～16:20

第8回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成16年1月30日(金) 13:00～16:20

開催場所：厚田村総合センター

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

神崎 征治	福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫
中野 文能	堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭
河合 英治	河合 雅雄	田村 嘉瑞	成田 一夫	佐々木友治
神田 一昭	岸本 正吉	羽立 福光	越智 正男	酒井 敏一
山根 利子	村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行	浅井 秀樹
飯尾亜紀仁	小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子	伊藤 一治
沢田 富男	鈴木日出男	桐山 和郎	後藤 崇	中村 東伍
大山 弘行	石橋 千春	岸本 アイ	田中 宣律	

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

阿部 政二 相原 一男 佐藤 克廣

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	四宮 克	河地 良一
村中 誠治	野 昭夫	岡林 位和	秋村 一郎	加藤 美幸
赤間 聖司	佐々木隆哉			

【まちづくり専門部会】

清水 雅季

【行財政専門部会】

國森 仁	柿田 康典	街道 圭助	高橋 貢	斉藤 隆
津川 定昭	細川 修次	岩田 政春	宮田 勉	

【住民福祉専門部会】

吉田 英洋 大林 啓二 村本 慶幸 熊谷 隆介 向井 邦弘

【経済産業専門部会】

吉田 公 松本 博 桜田 雅人 加藤 秀樹 配野 秀樹
佐藤 正巳

【建設水道専門部会】

小林 和悠

【教育文化専門部会】

石橋 孝夫

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木大樹 中村 裕一
富木 則善 江部 靖 田中 匡

【傍聴者数】

22名

議事日程

1	開 会	4 頁
2	会長挨拶	4 頁
3	報告事項	5 頁
	報告第 1 号 新市建設計画小委員会経過報告	5 頁
4	協議事項	5 頁
	協議第 1 号 新市建設計画（新市将来構想）	5 頁
	協議第 2 号 農業関係（継続）	10 頁
	協議第 3 号 水産業関係（継続）	11 頁
	協議第 4 号 林業関係（継続）	12 頁
	協議第 5 号 特別職の職員の身分の取扱い	13 頁
	協議第 6 号 特別職関係	19 頁
	協議第 7 号 広報広聴関係	22 頁
	協議第 8 号 行政委員会関係	23 頁
	協議第 9 号 社会福祉関係	27 頁
	協議第 10 号 住民福祉庶務関係	33 頁
	協議第 11 号 文化財関係	33 頁
5	その他	39 頁
6	閉 会	40 頁
	(1) 第 9 回会議の開催日時等について	40 頁

1. 開 会

工藤事務局長：お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
ただいまから、第8回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。
本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

2. 会長挨拶

工藤事務局長：初めに、合併協議会の会長であります田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

田岡会長：皆様、こんにちは。

皆様におかれましては、何かとお忙しいところをご参会いただきまして、厚くお礼を申し上げたいと存じます。

年も明けて一月が経ちました。昨年12月に政府案がまとまって、まさに三位一体改革、構造改革というものが現実はどういう具体的な形であらわれてくるかという興味もありましたし、心配の大部分を占めている三位一体改革における地方財源のあり方というのが心配したとおりという状況になった。むしろ私どもが予想していた交付税環境というものが、ここまで地方に財政上の負担を強いる結果になるということは、はるかに予想を超える状況でありました。

数字でいきますと、1兆円をちょっと超える交付税のカット、そして実質的に私どもにとって交付税そのものというふうに思っておりました臨時財政対策債が1兆7,000億円を超えると。合わせて約3兆円近い国から地方へのカットという、全体的に見ますと約12%のカットになったわけでございます。既に皆さん方のお手元に配付させていただいております一次式による長期の財政計画で、おおむね10年前後に起こるであろう財政の歳入の萎縮という部分が、このスピードでいったら3年後に到達するという状況になるほど、大変厳しい国の方針が示されました。

国は単にショック療法なのか、それとも現実に5兆円を超える赤字体質の、この交付税体質を本当に抜本的に変えようとしているのか。そこのところはさらにもう少し時間がかかるとしても、決していい環境に向かうことはないという意味では、財政環境というのはこの一次式をはるかに超えている状況に陥っており、3自治体ばかりではなくて、全国どの自治体も同じ環境にあるのではないかと考えております。

かかる状況の中で、合併の論議もさらに8回目を迎え進めてきたわけですが、今日仮にすべての議案が予定どおり上がるとしたら、56.8%の消化率という状況です。項目別で56.8%ですが、実質的に難問が先に、いわゆる事務調整も含めて、専門部会の調整が進んでいない問題がありまして、これからがさらに凝縮されたさまざまな問題点が控えているという意味では、実質消化率、項目56.8%というのは、私にとりまして、頭の中ではまだ30%ぐらいしか消化されていないという感じを持っております。当協議会の運営の仕方についても、やはり私たちは合併するとしたらどうするか、しないとしたらどうするかという形を出すことを3つの自治体でやろうというふうに進めてきているだけに、その1つの答えがやはり大幅にずれるということは避けたいと思いますので、運営の仕方などについても、皆様のご協力を賜りたいというふうに思っております。

当初8回程度の協議会ですべてを完了する予定でございましただけに、中身の方は事務方も含めて、もう少し事務局体制も全体のスピードアップをさせていただきますが、かような状況にあるということをお話しさせていただきたいと思っております。

合併はもとより、財政論議ではございませんが、それらの資料も逐次提供しながら、ぜひ当協議会の話をもとめていきたいというふうに思っておりますので、ご協力方、どうぞよろしくお願いたします。開会に当たってのご挨拶にかえさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

工藤事務局長：それでは、これから会議を始めるわけですが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、正副会長を含めまして委員45名中42名の出席をいただいております。定足数を超過しておりますので、会議は成立しております。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

3. 報告事項

田岡会長：それでは、報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告を、小委員会委員長の加納洋明委員長より報告をお願いいたします。

加納委員：それでは、報告をさせていただきます。

報告第1号 新市建設計画小委員会の経過報告につきましてご報告をさせていただきます。お手元の議案の2ページ、今日は別で配付されていると思いますので、よろしくご覧ください。

1月28日、浜益村議会議場で開催した第9回小委員会には、委員15名中13名が出席し、協議事項といたしまして、昨年12月15日から本年1月14日まで実施いたしました新市将来構想(案)に関するパブリックコメントに寄せられた意見等の内容について検討・協議を行い、本文及び文章表記について、原案を一部修正することを確認し、小委員会における新市将来構想(案)の最終原案として、第8回合併協議会へ提案することを確認しております。

また、新市将来構想(案)に寄せられたパブリックコメントに対する検討結果・意見の取扱いにつきましては、今後各市村の会議録等の閲覧場所、協議会ホームページ及び協議会ニュースで公表することを確認しております。

以上、前回の協議会以降開催いたしました新市建設計画小委員会の経過報告を終わります。

田岡会長：はい、ありがとうございます。

4. 協議事項

田岡会長：それでは、協議第1号 新市建設計画について、協議に入りたいと思いますが、その中身について、事務局よりまず説明をさせていただきます。

佐々木計画班長：計画班の佐々木でございます。私の方から協議第1号についてご説明させていただきます。

協議第1号 新市建設計画(新市将来構想)につきましてご説明いたします。お手元議案の3ページをご覧ください。

前回の協議会で事前に配付いたしましたお手元の冊子、新市将来構想(案)、こちらにつきましては、協議事項11 新市建設計画の策定に当たりまして、先に将来を見据えた長期的視野に立つ計画を作成することに関しまして、協議会からの付託により、新市建設計画小委員会において、合計9回にわたっての協議を経て作成いたしましたものであります。

この新市将来構想(案)の策定に当たりましては、小委員会委員の皆様の意見交換、それと昨年5月から7月に開催いたしました新市まちづくり懇話会の参加者からのご意見などをもとにいたしまして、事務方によって作成した原案を各章ごとに細かく小委員会で検討・協議を進めていただいたものでございます。

また、先ほどの報告事項にもございましたとおり、一昨日開催いたしました第9回小委員会におきまして、昨年12月15日から1カ月間行いましたパブリックコメントに寄せられた意見を検討・協議いたしまして、その結果、本配付いたしております別紙1、新市将来構想(案)修正一覧表、こちらのとおり修正をいたすことが確認されているところでございます。

本来ならば、ご協議に当たりまして、修正分を差し替えたものを改めてお配りすべきところではございますけれども、本日は事前に配付したものに、こちらの別紙1、修正一覧の内容が加味されるものとしたしまして、ご了解をいただきたいと思っております。

なお、協議会でご確認をいただいた後、これら修正分を差し替えたものにつきましては、改めまして委員の皆様のお手元にお配りいたしたいと考えております。

前回の第7回協議会におきましては、パブリックコメント期間中でございましたので、中間報告として、その概要版に基づいて説明をさせていただいておりますが、本日は小委員会の最終案といたしまして、委員の皆様のご確認をよろしくお願いいたしたいと思っております。

ここで、本日お手元に配付いたしました別紙2をご覧ください。こちらは新市将来構想3ページの図2・新市将来構想及び新市建設計画の策定の流れを印刷したものでございますけれども、この図にありますとおり、本日の協議は図の中ほどの協議会、新市将来構想と囲まれている段階であります。

本日のこの新市将来構想をご確認いただきました後には、3市村の会議録公開場所などにおける閲覧や、構想の内容につきまして、図や絵を用いてまとめたダイジェスト版を作成いたしまして、3市村全世帯に配付した上で、改めて住民説明会を開催することとなっております。

また、この住民説明会の開催に合わせまして、新市将来構想の内容などに関する住民意向調査(アンケート)を実施いたしまして、その調査結果から得た内容につきまして、今後作成いたします将来像の実現化に向けた、より具体的な計画であります新市建設計画の作成に反映してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、新市将来構想(案)の概略につきましてご説明をさせていただきます。

この新市将来構想は、現在の3市村を一体的なまちと想定した将来ビジョンといたしまして、特性と課題を明らかにしながら、合併するとした場合の新市が目指す大きな方向性を示すものとして作成しております。

新市将来構想の構成は、序章から第5章までの6章構成としております。

序章では新市将来構想策定の背景と目的、第1章では3市村の特性と課題、第2章では新市のまちづくりの主要課題、第3章では新市のまちづくりの将来像、第4章では新市の施策の方向と原則、第5章では新市の重点施策といたしております。

まず、1ページをごらんください。

1ページから4ページの序章におきましては、3市村の合併を将来の行政体制の検討のための1つの手段と捉え、そのための将来構想策定の大きな背景といたしまして、地方分権推進への対応、少子・高齢化への対応、厳しい財政状況への対応、この3点を掲げております。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちら5ページから55ページ、第1章におきましては、合併による新市のまちづくりを検証するための基礎的な資料といたしまして、人口・世帯数、農業や水産業、商業・工業、観光などの各産業の動向、通勤・通学状況、道路・交通情報通信、土地利用・地域指定の状況、都市基盤・生活環境、教育・文化環境、福祉・保健・医療、市民活動、行政組織、財政状況、それと広域行政の状況など、3市村の特性と課

題につきまして、幅広く整理をいたしております。

続きまして、57ページをご覧ください。

57ページと58ページの第2章におきましては、こちら第1章の特性と課題を踏まえまして、新市のまちづくりの主要課題をまとめております。

分野につきましては、「住環境・生活基盤」、「福祉、保健・医療、暮らし」、「経済・産業」、「自然・環境」、「教育・文化、交流」、「都市経営」、この6項目に整理をいたしております。

また、第2章では、新市の主要課題として、目標人口を設定しないことについて、目標人口の設定は、時として過剰な設備投資や過大な開発を招き、将来の重い財政負担や環境破壊などをもたらす結果となりがねないことといたしまして、新市のまちづくりの検討に当たって、あえて目標人口の設定による人口の増加を目指すことはせずに、適切な都市経営をしながら、市民一人ひとりの暮らしを重視したまちづくりを進めることとしたということも掲載しております。

次に、59ページをご覧ください。

59ページから66ページの第3章におきましては、新市のまちづくりの将来像に関する新市建設の基本理念を自立・共生・協働によるまちづくりといたしまして、将来像を「活気あふれるホームタウン・いしかり～人と自然と歴史が輝く海浜ゾーン～」といたしております。

また、この新市の将来像の実現のための施策の方向といたしまして、5つのテーマを設定するとともに、それらの施策推進の3つの原則をあげて、バランスのとれた総合的なまちづくりを進めることとしております。

新市の将来像の実現に向けた5つのテーマといたしましては、新市の均衡ある発展と安全、快適なまちを目指す「しっかり！暮らしの基盤」、市民が毎日をはつらつと過ごすことができるまちを目指す「はつらつ！日々の暮らし」、経済的自立性を高め、元気で活力あるまちを目指す「もりもり！まちの活力」、豊かな自然と快適な環境を良好な状態で残すようなまちを目指す「きらきら！風、みず、みどり」、歴史、文化の保存継承と新しい市民文化の創造を目指す「すこやか！みんなの心とからだ」としております。

また、新市建設のための基本理念を具体化した3つの原則としましては、原則の1「地域の輝きを大切に」、原則の2「一人ひとりが主人公」、原則の3「しなやかな行政体制」としております。

続きまして、67ページをごらんください。

67ページから79ページ、第4章におきましては、第3章における5つのテーマと3つの原則のそれぞれにつきまして、新市の施策の方向と原則として、具体的な解説を記載しております。

最後に、81ページをごらんください。

81ページから84ページ、最後となります第5章におきましては、第4章、新市の施策の方向と原則に示しました総合的なまちづくりの中でも、特に新市の特性である豊かな自然環境や資源を活かし、一体感の醸成と発展に役立つ施策であって、その事業効果が新市に広く及び、合併効果が十分に実感できると思われるものにつきまして、5つの重点施策として挙げております。

1つ目の重点施策は、「交流の基盤整備を進めます」でありまして、この重点施策に関するリーディング事業といたしましては、国道231号の整備促進、新しい公共交通システムの導入促進、高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備推進、電子自治体の形成、この4点を挙げております。

次に、2つ目の重点施策としましては、「環境に優しいまちをめざします」といたしまして、自然エネルギーの活用促進、省エネルギーの推進、市民参加によるみどりづくりの推進、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの普及、下水道等の整備推進、この5点を挙げております。

3つ目の重点施策は、「農漁業とも連携した体験型観光を推進します」といたしまして、食と体験型観光の推進、主要水産拠点における港朝市の拡充、海浜レクリエーション施設の整備、特産品の研究開発・販売の促進、この4点をリーディング事業として挙げております。

4つ目の重点施策は、「人、地域が元気なまちづくりを進めます」といたしまして、高齢者の社会活動・経済活動支援プログラムの開発、学校等を活用した子どもと高齢者の交流促進、子育て支援の充実、農漁業を通じた交流の推進、郷土の歴史・文化の継承と交流、この5点を挙げております。

重点施策の最後となりますが、5つ目は、「石狩湾新港地域の総合力を高めます」でありまして、リーディング事業としましては、石狩湾新港への新たな定期航路の誘致、札幌市との交通アクセス向上、物流関係事業所などの誘致、環境・リサイクル等の産業拠点の形成促進、この4点としております。

以上で、新市建設計画小委員会で確認をいたしました新市将来構想の最終案につきましてもの説明を終わらせていただきます。

本日のご協議について、よろしくお願ひいたします。

田岡会長：それでは、この中身について、ご議論をいただきたいと思いますが、ご意見等ございましたら、承りたいと思います。

どうぞ。

村重委員：意見ではないのですけれども、修正箇所はパブリックコメントを受けての修正だと思うのですが、どういうことでパブリックコメントを受けて修正をしたのか、それをざっと説明していただきたいと思います。

佐々木計画班長：それでは、私の方から説明いたします。

お手元、別紙1ですけれども、パブリックコメントにつきましては、全体で構想の内容に対するものとして、12名の方から28件の意見が寄せられております。

その中で、先ほど報告がありました小委員会で検討した結果、ごらんの別紙1のとおり修正した方がよいとの結論に至っているものでございます。

まず、おもて面の1ページと2ページの部分につきましては、パブリックコメントで具体的に文章の言い回しですけれども、このような文章表現の方がよいのではないかという意見でございました。検討の結果、このように本文を修正してはいかがかということで、確認しているところです。

同じくおもて面の3、11、28、49ページとありますが、こちらにつきましては、構想の中で難しい言葉ですとか、カタカナ語につきましては、なるべく使わないようにしたのですけれども、どうしても印象づけですとか、強調というような意味で使う場合には注釈を入れるというふうにしてまいりました。

ただ、パブリックコメントで、もう少しカタカナ語とか、難しい語については使わない方がいいのではないのかなというような意見がございましたので、もう一度見直しをいたしまして、これらについて注釈ですとか、括弧書きで説明を加えることとしているところです。

裏面にまいりまして、57ページなのですけれども、こちらにつきましては、人口の問題で、3市村地域で人口の重心が現在の石狩市といえますか、市域で見ますと南部の方に偏っている。こういう率直な課題について、将来構想では、そういう人口の分布ですとか、そのほかにも地域の自然ですとか、特性、これらを総合的に含めて、まちづくりを進めていくというふうにつくってきたのですけれども、人口重心が偏っているなど、地域特性を生かしたまちづくりを進めるということを第2章の主要課題と、それと第4章の施策の推進の原則の中で、具体的に明示するという結論が出まして、修正しているところです。

その下の2段目、裏面2段目ですけれども、大規模災害等に備えた体制の確立で、修正前、防災体制と

なっておりましたが、この修正の理由といたしましては、パブリックコメントの意見の中で、テロ対策というような表現を主要課題に入れてはどうかというような意見がございまして、新市におきましては、テロ対策なども含めまして、災害に準ずるものとして対応すべき課題であるというような考えに至りました。修正前ですと防災体制の確立というふうにしか読めないのですけれども、この防災を取ることに よりまして、幅広く、それらを含めまして体制の確立というふうに読めるように修正したところでございます。

その下の3段目ですけれども、先ほどのわかりにくい言葉の括弧書き追加の部分でございます。

その下4段目、協働につきましても、何力所かで使用しておりますけれども、このような説明文を加えております。

それと、5段目、67ページの23から24行目のこの中心都市核等を入れた部分につきましては、修正前の文章ですと、さらに札幌市方面との輸送の効率性云々と続きまして、新市の浜益村から石狩市まで全域が軌道系交通機関で結ばれるのかといったような誤解を受けるというようなご意見がありましたので、ここに中心都市核ということで明示することによりまして、中心都市核と札幌市を結ぶ軌道系交通機関につきまして、導入促進に努めるというふうに読めるように修正したものでございます。

その下、エネルギーセキュリティーにつきましても、注釈の追加ということで、最後の78ページ、15行目につきましては、先ほど人口重心が南に偏っているという、そのような課題についての表現を構想の中でも明示すべきという意見に対しまして、主要課題とセットで施策推進の原則の中の文章を修正したということになります。

田岡会長：そのほかにございませんか。

この内容につきましては、もう既にパブリックコメント、それから小委員会で9回にわたって、あるいはまちづくり懇話会の中で、ワークショップを行うとか、基礎的な調査を進めるという意味で進めてまいりました。

そして、理念と方向性が今見えつつあるというところまでまいったのですが、総体的なイメージは石狩湾という海と、この全体的な都市それぞれの自治体構造をカバーし合いながら、札幌市という大消費地、大生産地との関係を持ちながら、地理的な条件設定に対して、どうメリットを見つけていくかというような問題について網羅されているわけです。同時に、次世代に伝わる自治体システムといいますが、まちづくりシステムというものを協働という、より市民参加を明確に位置づけたシステムなど、今日的手法の中で使われております一般的な手法は、ほとんどここの中に入ってきていると。そういう手法を使いながら地域の特性というものを理念づけし、方向づけさせていただいて、小委員会の原案ができてきているというふうに理解しているのですが、全体議論の中で、何かこのところはもう少し強調すべきとか、ご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

田岡会長：特にご意見はございませんか。これは今まで随分経過の中で皆さん方のご意見もいただいておりますので、そして実際には新市計画の中で、より財源との見合いとか、具体性が出てまいりますので、それでは基本的な考え方を取りまとめた構想については、当協議会でこれで取りまとめて確認をさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり進めさせていただきます。

続きまして、協議第2号から第4号まで、各種事務事業の取扱い、農業関係、水産業関係及び林業関係の3件について、前回の協議の中で産業振興資金貸付制度については、新たな融資及び利子補給制度など

の検討を行うという貸付制度は、形は変わっても残そうという方向性が出されました。しかし財政運営上、困難と記載された文案の整理と関係団体の具体的な取扱いについて明確にするとして、継続にさせていただいております。

前はこれらを含めまして、途中まで協議は行っておりましたが、確認までには至っておりませんでしたので、再度この点について提案させていただきますと同時に、事務局から説明をさせていただきたいと思います。

中村調整班長：事務局の中村です。よろしく申し上げます。

協議第2号から第4号、農業、水産業、林業関係につきまして、前回の協議会での説明と重複する部分が多々ございますが、改めてすべての内容を一括してご説明いたします。

初めに、協議第2号 協議項目26-4-1 各種事務事業の取扱い 農業関係についてでございますが、主な内容を6ページからの個表で説明いたします。

1、関係団体（公共的団体等）につきまして、石狩市においては、石狩市農業協同組合、厚田村と浜益村においては、北石狩農業協同組合に関係しております。各種の農業施策等を行う上で、本来は行政区域内に一つであることが望ましいことと思っておりますが、北石狩農業協同組合については、2村のほか当別町とも関係しておりますことから、合併後に必要に応じ統合の働きかけを検討するものとしております。

2、関係団体（協議会等）であります。前回の協議会での指摘に基づきまして、新市として加入するのか、しないのかを明確に具体的取扱いとして示しております。

表を3つに分けているうちの上段に記載しております団体につきましては、新市においても必要があることから、引き続き加入するものとしております。

中段に記載しております団体、水田農業推進協議会、家畜自衛防疫推進協議会、米麦改良協会につきましては、類似している団体でありますので、統合を働きかけ加入するものとしております。

下段にあります北海道草地協会を初めとする3つの団体につきましては、新市においては加入する必要が少なく判断いたしまして、脱退するものとしております。

7ページに移りまして、3、補助金等であります。

まず、産業振興奨励補助金につきましては、商工、観光分野も含めた産業全般に共通する制度であります。3市村においてほぼ同様の内容でありますので、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

なお、水産業では12ページ、林業では18ページに記載しており、同様の取扱いとしております。

次に、担い手支援助成金ですが、経済産業専門部会においては、担い手支援助成金のうち、後継者育成助成金、体験就業奨励金、体験就業受入奨励金の3種類の項目について調整しております。

新規就農支援も含めた担い手支援対策は、新市においても重要な課題であるととらえておりますが、地域限定で制度を残すことは一体性確保の観点からそぐわないこと、また一次産業である農林水産業として制度を再構築する必要があることから、新たな制度に再編するものとしております。

その再編の内容としましては、新規参入者及び後継者育成の支援として、技術取得研修に要する経費の助成や農協等からの資金借り入れに対する利子補給などを検討しております。

なお、水産業では13ページに記載しており、同様の取扱いとしております。

8ページへ移り、産業振興資金貸付になりますが、この部分は前回の協議会において、具体的取扱いに記載されておりました財政運営上困難という理由は適切でないのではという指摘を受けましたので、記載内容を修正しております。

厚田村と浜益村の制度であります。産業振興に係る事業を行う団体、または団体の構成員に対し貸し付けを行うという内容となっております。新市が推進する事業を実施する産業団体や団体構成員に対し資金援助を行うことは、産業振興を図る上で必要と考えていることから、新市においては厚田村と浜益村の制度をもとにした新たな支援制度を検討し、合併時に再編するものとしております。

再編の内容としましては、従来行われてきております直接貸し付けではなく、金融機関からの貸し付けとする新たな融資制度の創設、及びそれらの融資に係る利子補給を検討しております。

水産業では14ページ、林業では19ページに記載しており、同様の取扱いとしております。

4、市民農園管理事業であります。農業者以外の者が野菜等栽培を通して農業に対する理解を深める目的から、石狩市生振地区に94区画の農園を整備し、貸し付けする事業でございます。新市においても引き続き管理してまいりますことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

9ページになりますが、5、牧野管理事業につきましては、浜益村において実田地区及び群別地区に牧野を設置し、主に村内の家畜を飼っている方々が利用している施設であります。新市においても管理運営が必要なことから、合併時に浜益村の制度に合わせるものとしております。

6、中山間地域等直接支払事務につきましては、厚田村と浜益村において実施している事業であります。山村振興法、過疎法などによる指定地域における傾斜のある農用地、また高齢者率40%以上などが対象とされ、平地地域との生産条件格差の8割を直接支払うという法定事務となっておりますので、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

7、農政関係事務、8、畜産関係事務、9、土地改良関係事務につきましては、農業全般にわたる振興策等でございますが、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、5ページに戻りまして、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。補助金等のうち、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。

牧野管理事業については、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。

中山間地域等直接支払事務については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

協議第2号の説明は以上であります。

引き続き、協議第3号 協議項目26-4-2 各種事務事業の取扱い 水産業関係につきまして、主な内容を12ページからの個表で説明いたします。

1、関係団体（公共的団体等）であります。3市村それぞれにありました漁業協同組合が平成16年1月1日に合併いたしまして、石狩湾漁業協同組合となっておりますので、現行のとおりとしております。

2、関係団体（協議会）等につきましては、新市においても必要であることから、合併時に加入するものとしております。なお厚田村水産振興対策協議会につきましては、漁業協同組合の合併を機に組織を改変し、3市村の海域に対象範囲を広げるとのことです。より一層水産振興が図られるものと考えております。

3、補助金等ではありますが、産業振興奨励補助金、13ページの担い手支援助成金、14ページの産業振興資金貸付については、農業関係と同様の取扱いとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

13ページにあります。残り2つの補助制度についてご説明いたします。

1つ目の漁業活性化資金利子補給金につきましては、社団法人石狩川地域産業振興協会からの融資に対

し、石狩市において利子補給を行っております。

漁業の活性化については、新市においても必要であることから、一体性の確保を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

2つ目の漁業近代化資金利子補給金につきましては、漁業近代化資金助成法に基づき融資を受けた場合に、厚田村と浜益村において利子補給を行っております。

漁業経営の近代化を図ることは、新市においても必要であることから、一体性の確保に努め、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

この2つの制度をそれぞれ残し、新市全体を対象とすることにより、今後とも水産振興に努めてまいるものとしております。

14ページへ移ります。

4、手数料等ではありますが、石狩市では石狩湾新港があることに伴い、船員手帳の交付等に関する手数料が定められておりますことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

15ページになりまして、5、共同船揚場管理事業につきましては、浜益村では5カ所の船揚場を設置しております。新市においても引き続き管理していく必要があることから、合併時に浜益村の制度に合わせるものとしております。

6、水産業関係事務につきましては、水産業全般にわたる振興策等ございますが、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、11ページに戻りまして、調整の内容ではありますが、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

補助金等のうち、漁業近代化資金利子補給金については、厚田村の制度に合わせるものとし、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。

共同船揚場管理事業については、合併時に浜益村の制度に合わせるものとしております。

協議第3号の説明は以上であります。

次に、協議第4号 協議項目26-4-4 各種事務事業の取扱い 林業関係につきましては、主な内容を18ページからの個表で説明いたします。

1、関係団体（公共的団体等）ではありますが、森林組合につきましては、石狩北部・厚田・札幌の3つの森林組合が合併のための協議会を設置しており、現在検討を行っておりますので、特別な取扱いを示してはおりません。

石狩市花と緑の協議会については、現行のとおりとしております。

2、関係団体（協議会等）につきましては、表を2つに分けているうちの上段に記載しております団体は、新市においても必要であることから、加入するものとしております。

下段に記載しております2つの団体につきましては、新市において加入する必要性が少ないと判断し、脱退するものとしております。

3、補助金等につきましては、農業関係と同様の取扱いとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

19ページへ移り、4、森林管理事務、5、林道管理事務、6、緑化推進事務については、森林の整備や災害時における林道の復旧などの事務、また緑の募金運動などがありますが、3市村の事務内容に大きな差異がないことから、一体性を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

7、治山管理事務につきましては、3市村の事務内容に大きな差異はありませんが、治山事業により設置された看板などの林地荒廃防止施設の維持などを事業として実施しているのは、厚田村及び浜益村であることから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、17ページに戻りまして、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。補助金等のうち、産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。治山管理事務については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

協議第4号の説明は以上であります。

協議第2号から第4号まで一括してご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：それでは、協議第2号から第4号まで、一括確認をさせていただきたいと思いますが、何かご意見ございますか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、前回さまざまな問題点、課題等を協議させていただいて、それを整理した上でご提案させていただいておりますので、それではこのとおり2号から4号まで、それぞれ確認をさせていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり進めさせていただきます。

次に、協議第5号 特別職の職員の身分の取扱いについて、協議をいたしたいと存じます。

中村調整班長：協議第5号 協議項目12 特別職の職員の身分の取扱いについてご説明いたします。本協議項目の特別職は、常勤の特別職である3市村の長、助役、収入役、教育長及び常勤監査委員の身分について協議する項目となっております。

21ページ、総括表でご説明いたします。

ここには参考としまして、特別職の職名と任期を記載しております。

特別職の身分に関しまして、合併協議に当たっての特例措置は、制度上講じられておりません。したがって、編入を受ける石狩市の特別職の身分に変更はありませんが、編入される厚田村及び浜益村の特別職は、その身分を失うこととなります。

しかし、今まで2村の地方自治に尽力され、地域の実情に精通されている特別職の皆様のを、新市の行財政運営や地域経営においてお手伝いを願う場合もありますことから、編入合併の方式をとっているほとんどの協議会では、関係市町村の長がその取扱いを協議して定めるという状況となっております。

これらのことから、調整の内容は、厚田村及び浜益村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、3市村の長が別に協議して定めるものとするとしております。

以上、協議第5号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：第5号に関して、ご意見・ご質問等、ございますか。

どうぞ。

成田委員：厚田村の成田でございます。

今、この協議案件を出されたわけですが、この協議案件というのは、3市村の長にその権限を与えるということなんでしょうか。これに対して私も委員がイエスなのかノーなのかということが欲しいことなのかということをお聞きしたいと思います。要するに身分保障を意味しているのかなど、そんな思いをしておりますけれども、お答えをいただきたいと思います。また参考までに、この案件について、3市村の長は、この協議内容を事前に知っておられたのかどうか、それもあわせてお願いをしたいと思います。

す。編入合併では、厚田村、浜益村の特別職の身分は、当然説明にもありましたように失われると思いますので、協議をさせるということにはならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

工藤事務局長：事務局の工藤でございます。

ただいまご質問の身分の取扱いについて、市長に全権委任されているのかということにつきましては、自治法上の手続でございます。職員の人事権というのは、地方公共団体の長が持っている専決事項でございまして、合併協議といえども、それについてどうする、こうするというのはいえないのが実態でございます。成田委員のおっしゃったとおりでございます。

ただ、なぜ合併協議にこういうことをするかということ、編入合併が決まった段階で、厚田村、浜益村の特別職の職員が失職するというの、合併協議の中の説明資料の中にも明記させていただきました。

1回目の合併協議のときに、26項目上げさせていただいて、協議を行うという確認をさせていただいた関係上、削らずにきてしまいました。今回第6号でこれからご協議いただきます各種事務事業の取扱い（特別職関係）について、専門部会の方で調整案がまとまり、関連するというので、特別職の職員の身分の取扱いについても、提案させていただいたものでございます。

田岡会長：ちょっと補足します。

まず、特別職失職の救済措置的な意思があるかないかということについては、基本的にそれはもうルールの中において失職ということになっています。

他の法定協議会とか、先輩の合併自治体において、地方自治の審議会運営とか、あるいは今国において検討されております地域自治という問題が、より具体的になってくると思いますが、そのときに旧自治体の特別職というものを失職というだけで扱っておかないで、むしろ地域の安心、安全といいますが、考え方のためには、旧自治体に精通した方を積極的に取り入れるといいますが、むしろ積極的に否定するものではないという意味で必要ではないかと。

それを実際にするかしないかの権限は、首長間による協議と任命権は編入先の石狩市長にあるわけですが、そういう意味で、決して身分を保障することを前提ではなくて、地域のセーフティーネットだという発想で、どうやら他自治体によっては行われているということから、積極的な意味で地域経営というものの一つの方向性を出したつもりです。

それから、3者で具体的なイメージを協議しているかというのは、ございません。

それから、この問題については、事務的な整理の中で議案になるということは十分承知しておりました。何か説明漏れているところありますか。

成田委員：非常に意味不明。話としては非常にわかりますけれども、これについては失職をするわけだから、あえてここに載せる何もものもないわけですし、編入合併といった時点で、首長は確認済みだというふうに承知をしております。合併が成立した場合、だれをどうしようというのは、人事権を持っている市長がすることであって、この場で議論することではないというふうに思っております。

田岡会長：だれをどうするかということは、この場で全然議論する必要はないと思います。

ただし、失職をするということによって、逆に例えば助役を採用することを拒否する形になるより、選択肢の中に旧特別職を入れておくシステムをつくっておいた方が、地域にとってセーフティーネットではないかという発想です。

それが逆に両村において、そのことがむしろ制度の不鮮明だというご意見でございましたら、この取扱いについては、皆様のご協議の中で決めさせていただくこととなりますが。

成田委員：私としては一貫して、今自分の言った部分については変わらないと思っております。私の意

見が絶対というものではございませんので、ほかの委員さん方のご意見も受けたいというふうに思いますけれども、参考にさせていただきます。

田岡会長：事務局の方から、もう一回説明をさせます。なぜこの問題をここに提案させたかというところをもう一回説明させます。

工藤事務局長：説明不足で申しわけございません。

先ほど申しましたように、このタイミングでなぜ提案させていただいたかというのは。

田岡会長：タイミングではなくて、なぜ協議会の議案にしたかということ。

工藤事務局長：それはやっぱり編入合併でございますので、先ほど会長がおっしゃられましたように、失職となる特別職というのは、地域事情や行政に精通されている方でございます。

合併による新市への円滑な移行、もしくは地域経営の安定のためには、どうしてもそのお力を借りなくてはならないという場合もございます。確かに任命権は市長の専決事項でございますが、あえてこの協議会の中で3市村の長が協議して定めることにしておいた方が、勝手に決めたのではないかと、お言葉はばったいようですが、そういった疑念の声がないと思われたもので、このような提案をさせていただいたということでございます。

田岡会長：小池委員。

小池委員：今いろいろと説明をいただいているのですが、よくまだ理解できません。

特別職の職員の身分の取扱いというのはとても重要ですし、意外と微妙な問題があるだろうと思うのです。というのは、扱い方次第によっては、市民あるいは住民から、行政は仲間うちで甘過ぎはしないかとか、お手盛りではないかという反発を招くことは、間違いないだろうと思います。合併の時点で、厚田村、浜益村の特別職の職員は失職をするわけですから、自動的に不利益をこうむるのは明らかですね。

セーフティーネットという言葉もよく理解できないのですが、それはそれとして、大変重要なことから、合併によって特定の人が不利益をこうむると、それは構わないのではないかという、私もそれは暴論だと思いますので、それにくみするつもりは全くありません。

問題はその手法だと思うのです。つまりここでいう3市村長が別に協議して定めるということなのですから、素朴な疑問として、果たしてこれで本当にいいのだろうかと思います、というのは、協議する3人のうち2人は失職に該当するわけでございますね。それを決めるのは新市の成立以前に、先ほど市長の専決事項だというふうなことをおっしゃってございましたけれども、これもよく納得できません。

ですから、3市村長の見識を軽んずるつもりは毛頭私はありませんけれども、どうも手続的に無理があるのではないかと。

例えば、既存の審議会なら審議会というふうなところで審議をしてもらうとか、そういう方法はとれないものだろうか。仮に結論が出た時点で、議会が一体どう機能するのか、その辺のところは私よくわかりませんので、改めて、くどいようですけれども、ご説明をいただければありがたいと思います。

一言ちょっと嫌みを言いますと、事務局はやっぱりこれはトップのことですから、及び腰だろうと思うのですよ。ひとつ市長、村長、皆さんでお決めくださいというふうなことであるならば、ここで提案されるのがいささか疑問に思いますので、くどいようですけれども、もう一度ご説明いただきたいと思いません。

田岡会長：藤原委員。

藤原委員：この件について、この協議会の議題になるのがちょっとわからないというのが私の考え方で。この書き方ですと、1つの自治体になるわけですから失職するのは当たり前というふうに先に聞いて

おりますので、その後、さも税金で新しいポストを保障するような印象を受けるわけなのです。

今日の朝日新聞の朝刊にありましたように、よその合併した市町村で、失職の町議に前と同じ議員報酬を審議会という別の場を設けて、2年間ずっと払っていたという記事が載っておりました。条例によらない市長裁量の出費ということだそうですが、そういうような変な勘ぐりをしないわけではないのですけれども、まさしくお手盛りでそういうふうになったらどうしようかということがありまして、この協議会の委員がそういうことをいいよというようなふうになるのは変だなというふうに思いますので、この協議会の議題になるのはおかしいと思っております。

田岡会長：もう一人、どなたか。

神田委員：浜益の神田です。

この議案を渡されてから、私も事前に見ておきました。3市村の長が別に協議して定めるというふうにあります。その場合、厚田村、浜益村とも村長から教育長まで4名おりますけれども、合併したときには2村の特別職の職員は失職してしまいますので、それで3市村の長が別に協議して定めるといのは、合併前というふうには私は解釈しているのです。そして先ほど来の説明で、セーフティーネットという言葉がありましたけれども、そういう関係で合併前に3市村の長がだれをどのような役職に想定して、協議しておくのかというのが全く私はわからないのです。

何かそういうものが、意図としているものがあれば説明していただきたいということです。

田岡会長：大変、提案の背景がきちっと伝わらない事案であるということ。私ども提案するに至って、これは非常にいわゆる特別職の失職に対して逆にその人たちの身分保障というふうに読まれがちな問題だ。実にそのことについての問題点が今ご指摘されました。

ただ、私はこのことについて、なかったらどうなるのかといったら、全然構わない。今日この協議がなかったら、まさに自治法に基づきまして、148条の執行権をもって行えばいいだけのことで、当協議項目はそういう意味ではないのです。

ただ、他の自治体、特に編入合併における状況において、旧自治体におけるその問題がやっぱり精神的にさまざまな不安要素を少しでも解消するためには、新しい自治体において、そのポジションをどこにするか、どういう組織を行うかということは、もとより定まっていな段階において、その助役の存在、あるいは教育長等の特別職の存在を全部否定するということが、むしろ不安感を助長するという他自治体での議論を踏まえて、うちの自治体においてもそのような不安感が生じるなら、精通された方を次の組織の中にどう入れるか、そしてどの段階でどのような入れ方をすることはわからないのですが、そういうことも視野の一つに入れますよということが、旧自治体にとって安心感を生むのではないかという思いで、提案させていただいたわけです。しかし、ただいまのようなご指摘が全体のどうやら支配的な意見だということでもありますので、手続上、私はこのことに決して提案者といいますが、申し上げることについて固執すると、そういうものではありませんので、どうでしょうか、もう少しご意見あったら聞きたいと思っておりますが、もうこの案は廃案に、あるいはそのような扱いでよろしいかどうかの問題です。

池端委員：廃案かどうかという結論的な意見まで会長の口から出てきたわけですが、まず今後、新市になったときに、旧厚田村・旧浜益村の基礎的な自治組織がどういうふうになっていくのかなと、ここがまだはっきり決まっていな段階で、この協議会でそのシステムもまだはっきりしない中にポストを決めるといのはいかがかなというような気がいたします。

当然その新しい自治組織の形態が明確になった時点で、恐らく任命権者である例えば市長なのか、例えばその地域の中で、元助役がいいという話になるのか、その任命の地域住民の声も含めながら、審議会が

協議会等を使いながら、適切な人事を図ればいい、それに対して議会がそれを議決するというような形でいいのではないかなというような気がいたします。

田岡会長：これもどういう組織ができて、どういうところという話になりますと、まさに人事の問題になってきますね、組織ができ上がったら。だれを任命するかという話と、そういう人を選ぶ仕組みだけを否定しない形の合意だけをとっていこうという、地域住民の合併の不安感を緩和するための効果であるという心因的な制度と、実際にでき上がったときに、人事権はおのずから法律で決められてますので、仕組みができ上がったら、ここで旧助役が適当なのか、はたまた旧収入役がいいのか、どなたがいいのかという議論は逆に人事権の問題に触れますので、当協議会の中にはなじまない。

それであるなら、まだ得体のしっかりしないうちに、セーフティーネットというか、その地域の緩和のために、そういうことを合意したらどうでしょうかという、そしてそういう前例が極めて安心感を呼んだという背景が他自治体にあったものですから、出させていただきました。

そのことは身分保障をここでするのかという議論に必ずつながるということも想定しながらの提案ですが、したがって、私は逆に廃案するなら制度上何ら困る問題でないですから、廃案か、あるいは私はむしろ後ろに送って、この問題を最後に送ったら、具体的な像が見えるだけに、協議会が人事発令を間接的にするというタイミングまで引っ張ってしまっていていいのでしょうかということなのですね。

ご議論いただきたいと思っておりますけれど。

どうぞ。

中村委員：今おっしゃっていることは、新しく市長になる方の配慮の面で、合併した場合にさまざまな地域の問題を知るため、それからやり方の問題なども、長として知るためにはそのための配慮のことだと思うのです。

それについては、法的にもものを決めるということであれば、何もこれにこだわらないわけでありましてけれども、それではやっぱり地域に対しての配慮というものが足りないのではないかとということで、今出された問題だと思っています。

自分はこの問題に対しては、賛成したいと思います。

田岡会長：どうぞ。

河合委員：先ほど市長も言われているように、よその合併した先進地といいますか、そういう地域でもそれなりにそういうことをやっているということも知っています。知っていますというか、先般も私も丹波の篠山市という合併したところに行ったら、やっぱりそれなりに助役にしたり、収入役にしたりというようなことでやっているのですけれども、今この合併がまだするか、しないかわからないのに、やはりこの段階でこういう協議をしなければならぬということも知っています。でも今の段階でこれはやるべきでない。もう本当に合併が見えて、その段階で腹を持って、やはり協議するのかしないのかわからないけども、それなりに市長が人事権を持って考えればいいことで、今の段階でやるのが、かえって痛くない腹を、例えばうちの村長は何かに使ってもらえるのだろうとか、そういう予測もされるわけですね。

それが合併を推進していく上で、大きな課題になるのではないかとというようなことから、私はやっぱり時期尚早だと思います。

田岡会長：はい、どうぞ。

福沢委員：厚田村の福沢です。私にも一言。

今、うちの河合委員が言ったように、現実には編入合併という形をとっているから、この配慮をしたというニュアンスに聞こえるのですけれども、逆に合併というときに、新設合併だったらだれも協議する人、

権限を持った人いないわけですね、もし新設という形であれば。

そうしたら、それを通り越して編入で石狩市長さんが全権を持つ形をとっているだけの話であって、今、合併を選ぶのか、合併しないのかという意味はこの3人のうちどなたも示していないわけですね。この時点でこれをさせると、本当に住民からは痛くもない腹を探られるだけであって、これは早いか遅いかではなく、相当に慎重にかからないと、これは最後に権限持っている人がいて、それを提示されたら権限を行使できるようにする組織があるわけですから、ですから早いか遅いかを別にしても、私はこの議論というのは物すごく慎重であるべきだし、やるべきではないような気がいたします。

最初に事務局から、26項目の中に載せてあったから外さないでただ出ただけだとあったが、こんな無責任な話はない。外すのだったらこういう協議があって、これは不都合だから外したいという確認されていたのだから。外したいという協議を出すのであればいいですけど、のっていたからとこういう形で出すことはない。

田岡会長：はい、よくわかりました。

お次、どなたからでした。

堀委員：石狩市の堀といいます。

私たちはずっとこの協議項目というのを協議しなければいけないのだというふうに受けとめていました。

ですから、26項目の中の12番目にあります特別職の職員の身分の取扱いということ、いずれ協議の中に出てくるのだということで、今回出されてきたと思うのですね。このことを議論しないというふうにはなりません。私たちが決めた協議項目です。ですから、いずれ出てくる協議項目であったということは、みんな受けとめていると思うのです。

ただ、この協議項目の中のこの取扱いというところで、今回3市村の長が別に協議して定めるということが、それでいいのかどうかということをやっぱりここで協議していかなければいけないし、もしそうでなければ私たちは代替の案をここで出していかなければいけないというふうに考えなければいけないと思うのですね。

時期尚早だということであれば、時期的にどういうものを出していくのかということも、ここで決めていけばいいことだというふうに思います。この項目はずっとこの中に入ってきたことですので、これをなくするというのも、ここで協議していけばいいことですので、余りそこら辺にこだわらない方がいいのかなというふうに思っていますが、他の方がどう思っているか、そういうところを聞きたいと思います。

田岡会長：どうぞ、越智委員。

越智委員：浜益村の越智でございます。

今、石狩さんの方からも意見出ましたけれども、やっぱりこの件につきましては、自治組織の関係もございまして。微妙に関連すると思いますので、2月の自治組織の委員会も予定されておりますし、その中でまたこういった問題もある程度は議論される部分でもあろうかというふうに思うのです。

それで、今会長さんの方から、廃案にされてもいいんだよというようなお断りもございましたけれども、編入される側の自治体としては、それなりに配慮された部分でもあるかなというふうに感じます。

そんなようなことで、この問題はやはり一時保留するという形をとりまして、もうちょっと自治組織の小委員会の方でも審議させていただきたいなというふうに思います。

田岡会長：そのほかございますか。

全体的なところをちょっと整理しますと、私は唐突にも廃案を、そのことも視野に入れても結構、プラ

イドのない提案といったら恐縮ですけれども、このことが制度上絶対必要なことであるなら、やっぱりそうはいかないと思いますし、それから基本的に合併するかしないかが決まっていなくてこの議論はいかがかというのは、やっぱり合併するとしたらどうするかということを考えている場においての前提はもう既にでき上がっている会話ですから、そのことについてはちょっとお答えしづらいと。

それから、全体的にいくと、「会長、そんなにここで白黒つけるということより、まあ、もう一呼吸入れた方がどうですか。」という意見が大体この会場の雰囲気の中の合意だというふうに理解させていただいて、次回ということはちょっと無理といたしましても、もう少し現在の国会の中の審議なども踏まえながら、様子を見させていただくというところです。ただくだいようですが、この問題を余り後ろに下げると、具体的な法案ができ上がってくると、だれがという問題になってしまうタイミングがありますので、全体を組織的にどうするかという議論の中でおさめるタイミングに再度提案させていただくということを、改めてこの皆様のご意見をあわせまして、そのことをご確認いただければご賛同いただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：よろしいですか。

それでは、次回ということではなくて、その辺のタイミングはまた改めて調整させていただいた上で、提案させていただくこととなります。

それでは、ここで30分まで休憩に入りたいと思います。

(休憩)

田岡会長：それでは、会議を再開させていただきたいと思います。

次に、協議第6号 各種事務事業の取扱い(特別職関係)について、協議をいたします。内容について事務局から説明を申し上げます。

江部主任：事務局の江部です。

協議第6号 協議項目26-2-2 各種事務事業の取扱い 特別職関係についてご説明いたします。主な内容を24ページからの個表で説明いたします。

1、附属機関等につきましては、市長や議員などの特別職の報酬額等について検討する特別職報酬等審議会が3市村にありますが、常設しているのは石狩市のみであることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

2、一部事務組合等につきましては、厚田村と浜益村が加入している北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村総合事務組合が行っている事務につきましては、石狩市では条例に基づいて処理しており、その内容に差異がないことから、厚田村及び浜益村が加入している組合は脱退するものとします。

3、特別職・議員・各種委員の報酬等(行政委員会を除く)につきましては、特別職や議員については、新市としての行政規模、職責等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせることとし、審査会等の委員、その他特別職非常勤職員、市が委嘱する医師については、石狩市の審議会等の設置数が多いことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

4、公務災害補償制度については、条例に基づく事務事業であり、取扱いに一部事務組合の加入、未加入の差はありますが、3市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

5、秘書関係事務であります。3市村において事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩

市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、23ページに戻りまして、調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとするとしております。

以上、協議第6号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見を賜りたいと思いますが、どうぞ。

長原委員：石狩市の長原でございます。ただいまの特別職の報酬についての提案があったところでありますが、特にこの提案の中で、議員に対する報酬について、石狩市の制度に合わせるものとする、このように提案をされております。

しかし、現在、この議員の定数の問題についてどうするかということについては、小委員会で鋭意検討されていて、いろいろな議論がなされている最中というふうに聞いておりますし、その結論を見出すに至っていないわけでありまして。

また、私といたしましても、この定数問題と報酬額をどうするかという問題とは密接に関連している問題であり、今この場でこれが協議事項として承認をしてくれということによって提案されるのはいかがなものかと。そういった小委員会の努力を無視することにもつながりかねませんし、私としてもこれとは別な議論も持っているところであり、こういう提案にはちょっと賛同しかねるという気持ちであります。

なぜこのタイミングでこういったことが提案されるのか、いまいし理解ができないということでございます。

田岡会長：そのほかにご意見ございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、今の問題の中で、議員報酬と議員定数は密着するので、そちらの方の審議の経過を見てこれの結論を出すべきだということで、この件につきましても、次回というよりは、小委員会等の動向を踏まえながら、最終確認するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおりさせていただきます。

どうぞ。

堀委員：今のことではないです。

ただ、ここにかかわることなので、特別職報酬等審議会のところですが、ほかのところは常設してなくて、石狩市の制度に合わせるということで、それで詳しい現況調査のところに行くと、具体的な取扱い内容の中で、石狩市の今の現在の条例では7人以内となっておりますが、ここの取扱い内容では委員数10人以内に変える条例改正を行うのだと書いてあるのですけれども、これを10人に増やす必要があるのかどうかということです。

それで、厚田村、浜益村は任期というか、その審議会が終了した時点で解任になっておりますし、別にこれを10人に増やすという必要性はないのではないかと思うのですけれども、これを10人にした理由とこのをお聞かせください。

田岡会長：すいません、堀さん、何ページですか。

堀委員：現況調書の1ページ目です。

専門部会(細川)：石狩市役所行政管理課の細川と申します。

今回の特別職報酬審議会の人数でございますが、現在7名という形の中で運営されてございますけれども、合併した場合における人口規模、それから広範囲な地域というような観点で、その人員につきまして

も、その委員数を増やした中で広く意見を聴くべきだというような意見の中で考えております。

田岡会長：どうぞ。

堀委員：人口規模というところでも今お話伺って、広範な範囲というふうになりますけれども、石狩市として1つになるということを考えますと、人口規模でいっても3名を増やすという理由にはならないと思います。

今の7名の中で、団体枠と公募枠という考え方の中で、ここでは団体7に公募3となっていますけれども、私は団体4、公募が3で、今のままの7名でいいのではないかと思います。

石狩市の任期2年になっていますけれども、このところでいきますと、平成17年に統合するというふうに書いていますので、両方とも任期があるとまたこの辺というのは難しいのでしょうかけれども、そうではないので、この辺は7名のままでいくべきではないかなというふうに感じていますし、今の答弁の中でも3人増やすというふうにはならないのではないかと思いますのですが、もう一度お聞かせいただければと思います。

田岡会長：この件について、ただいまご意見をいただきました。

持ち帰って、今日ここの中で決定する事項ではございませんので、ただいまの意見を参考にしながら、再度調整をさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

成田委員：特別職、議員のかかわる部分なのですが、具体的な取扱いの中で、新市としての行政規模云々書いていますけれども、これは厚田村、浜益村については失職するわけですから、こういう具体的な取扱いの活字にはならないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

田岡会長：どういう意味ですか。この表に書いたことが問題あるということですか。個表のところの厚田村、浜益村ですね。

成田委員：具体的な取扱いの中で、活字として書かれていますよね、右側に。

田岡会長：はい。

成田委員：だからこういう活字になりますかと聞いているのですよ、私は。

田岡会長：文の表現ですか。

成田委員：表現が。だって失職するわけだから、当然合わせるも何するもということにはならないのではないかと思います。

田岡会長：はい、わかりました。説明させます。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。私の方から説明させていただきます。

24ページの、特別職・議員・各種委員の報酬等のところの具体的な取扱いの表現方法についてでございますが、新市として行政規模、職責等を考慮し、といいますのは、新市になった場合、3つが合併して新しい団体、これは市の形でございます。6万人程度の規模の市になった場合のその行政規模とその職責等を考慮し、ということを含めてございます。

もっと深く説明させていただきますと、市の規模が全道の市の中でどこら辺の位置に占められるのか、人口規模ではどのぐらいの位置なのか、それに合わせてその前後の大体皆さんがほかの市で出されている報酬等を比べたとき、適当なものなのかどうだろうか、どの位置に位置するのか等を考慮するということ。新市の行政規模、職責等を考慮し、というのは、そういった意味で使わせていただいたところでございます。

村2つがなくなるので、その分の村長の云々とかが関係するのではないかというお話でしたけれども、

そうではなくて、新しい市となった場合の首長なり、議員の報酬のことを取扱いとして決めていくわけでございますので、このような表現を使わせていただいたところでございます。

田岡会長：いわゆる合併するとしたら、新市において、どの報酬を使うかというのは、極端に言うと、石狩市長、浜益村長の報酬にすることも、ここの場の協議の中には可能なのです。ですから協議の場において、さまざまな選択肢があります。ただ実際にここに具体的な取扱いとして、石狩市に合わせるものとするという書きっぷりの中に、行政規模、職責等というふうに、他の比較等の中で書いたわけですが、おのずから石狩市に決まっているというものではないというふうにご理解をいただいて、これらを考慮する中で、石狩市の制度を導入するのだということで、ご理解をいただければと思いますが、ご質問のお答えになっていますか。

ほかにこの件の中でございせんか。

(なしの声)

田岡会長：次回に出すかどうか、それからただいまの具体的な取扱いの文章整理等を、タイミング等も含めて、事務局に再度検討させますが、そのタイミング等を含め幹事会まで戻しながら整理の上、再度提出させていただくことにいたします。

次に、協議第7号ですが、事務事業の取扱いのうち広報広聴関係について、協議をさせていただきます。事務局から説明をいたします。

中村調整班長：協議第7号 協議項目26-2-6 各種事務事業の取扱い 広報広聴関係についてありますが、説明に入ります前に訂正箇所がありますので、訂正願いたいと思います。

29ページ、住民懇談会の石狩市の欄で、実施時期が毎年11月から12月となっておりますが、11月を7月に訂正願います。実施時期は毎年7月から12月となっております。

それでは、28ページからの個表でご説明いたします。

1、関係団体（協議会等）であります。3市村共通の団体に加入しておりまして、新市においても必要でありますことから、合併時に引き続き加入するものとしております。

2、広報広聴事業につきましては、まず広報紙から定例市長会見までの7つの事業であります。これらは新市においても重要な事業でありますので、合併時に最も情報量の多い石狩市の制度に合わせるものとしております。

なお、実際の運用に当たりましては、地域情報への配慮や合併前の2村での広報内容を考慮することも大切であり、その旨、付記しているものであります。

その中でも、特に広報紙、広報紙別冊等、要覧、ホームページについては、紙面の構成や情報の内容を精査、検討しながら、地域情報の提供を行うものとしております。

29ページへ移り、広報広聴事業の続きがございまして、無線広報として、厚田村では既存の防災行政無線を利用し、情報提供を行っております。既存施設の有効利用を図ることから、厚田村において、現行のとおりとしております。

市・村長室開放及び住民懇談会につきましては、住民との直接的な対話は新市においても重要でありますので、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、27ページに戻りまして、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

以上、協議第7号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見ございますか。よろしいでしょうか、これで。

(なしの声)

田岡会長：それでは、特にご意見もないようでございますので、協議第7号は提案のとおり確認をいたさせていただきます。

次に、協議第8号 事務事業の取扱い(行政委員会関係)について、協議をいたします。

中村調整班長：協議第8号 協議項目26-2-12 各種事務事業の取扱い 行政委員会関係についてご説明いたします。

32ページからの個表でご説明いたします。

1、一部事務組合等としまして、石狩北部5市町村と2つの一部事務組合で構成しております共同設置機関として、北石狩公平委員会があります。

3市村とも構成団体の一部となっております、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとしております。

2、関係団体(公共的団体等)につきましては、石狩市と浜益村に明るい選挙推進協議会がありますが、合併時に厚田村を含め、統合・再編するよう働きかけるものとしております。

3、附属機関等であります農業委員会所管の標準小作料設定協議会につきましては、3市村とも同様の協議会を設置しており、小作料の標準額を設定し、農地の利用調整を円滑に推進することを目的とし、設置されている機関でありますので、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

33ページへ移りまして、4、委員会等ではありますが、教育委員会、選挙管理委員会、常勤監査委員を除く監査委員、固定資産評価審査委員会について、委員数と任期及び報酬を記載しております。

これらの委員会等につきましては、定数及び任期が法令等により定められておりますので、合併時に石狩市の委員会等に合わせ、1つにするものであります。

なお、委員会を1つにするに当たり、厚田村と浜益村の委員については、任期等の特例措置がないことから、身分を失うこととなります。

表の下の 印の部分であります、農業委員会委員の取扱いにつきましては、第6回協議会において、委員会は1つとすること、また厚田村及び浜益村の選挙による委員は新市の選挙による委員として在任することという内容により、確認済みとなっております。

34ページになりまして、5、手数料等ではありますが、表の上段部分の手数料は3市村に大きな差異がないことから、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

また、下段部分の厚田村で定めている嘱託登記手数料につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく事業を行う際の嘱託登記に係る手数料でありまして、法務局への手続を申請者にかわって行政が行うものであり、受益者からも応分の負担をしていただくことを考え、厚田村の制度に合わせ、新市において新たに定めることとしております。

6、各行政委員会等関係事務についてであります、ほとんどの事務が法律に基づき行われているものでありますので、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

なお、教育委員会所管の各種事務事業につきましては、別途協議項目が設けられておりますので、そちらの方で詳細な協議をしていただくこととしております。

これらのことから、31ページに戻りまして、調整の内容ではありますが、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、手数料等のうち、嘱託登記手数料については、厚田村の制度に合わせるものとするとしております。

以上、協議第8号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：協議第8号について、ご意見はございますか。

はい、どうぞ。

河合委員：厚田村の河合雅雄です。

標準小作料の設定でございますが、それぞれの協議会、3市村で12名なり15名でやっていたものでございまして、これが石狩市の制度に合わせるということでございますが、農地法第23条の規定によりまして、この小作料の標準価格を設定する場合の委員は貸し方が5人、借り方が5人、そして学識経験が5人以内というようなことでございます。

ご案内のように、石狩市から浜益村までといいますと、80キロの長い広大な農地でございまして、将来的にはこれでいいのだらうと思えますけれど、当面の適正な標準小作料を決める段階で、当分やっぱりこの人数では、例えば貸し方5人、借り方が5人というようなことでは、例えば厚田村から1人ずつしか出られないというような、そういう中で標準価格を決めるということはいかがなものかと思えます。その辺、2年なのか3年なのか、小作料、3年に1回見直していると思えますが、市村によってそれぞれ違うわけでございまして、これらはそういうことが考えられないのかどうか、お伺いをいたします。

専門部会（街道）：石狩市の農業委員会の街道と申します。

ただいまの標準小作料設定協議会について、私の方からご説明申し上げたいと思えます。

標準小作料設定協議会につきましては、農地法第23条、区域内の農地の小作料の標準となる額を定めることができると規定されているところでございます。

農業委員会が標準小作料を設定しようとするときは、農地の賃借人及び賃貸人等から意見を聞くため、小作料の設定協議会を設けるよう通達されているところでございます。つまり小作料の協議会の意見を聞くということになっているところでございます。

小作料設定協議会は農地の貸し手を代表する方5人、農地の借り手を代表する方5人、また学識経験という形の中で、5人以内ということで構成されている規定になっているところでございます。

通達では農業委員会は標準小作料は設定後3年を経過したとき、標準小作料の設定の基礎となった重要事項につき、著しい変動が生じたときなどは、標準小作料の要否について検討し、必要であると認めたときは改定を行うよう、規定されているところでもあります。

現在のところ、合併後の委員構成につきましては特別な規定がございません。したがって15人以内の委員の方による構成により諮問していく、このようなことになるかと考えているところでございます。

以上でございます。

河合委員：15人だということはわかっていますけれども、当面今まで別々にやっているのが一つになった場合に、若干2年か3年かわからないけれども、当面はやっぱりその人数では足りないのではないのかということで、緩和できるのかできないのかということをお聞きしているのです。

専門部会（街道）：申しわけございません。再度ご説明申し上げたいと思えます。

農地法に基づき、当市におきまして、石狩市標準小作料設定協議会条例、これが設けられているところでございます。

先ほど説明申し上げましたとおり、農地の貸し手を代表する方が5人、また借り手を代表する方が5人、学識経験を有する方が5人以内ということで、農地法に基づいて定めているところでございます。

石狩市におきまして、現員といたしまして、現在貸し手を代表する方が5人、借り手を代表する方が5人、それから学識経験者が3名ということで、13名の構成メンバーとなっているところでございます。

したがしまして、学識経験を有する方の部分について、2名の枠が現在ございます。したがしまして、この2名の学識経験者の枠を考え合わせ、これを増やすことは可能かというふうに考えているところでございます。

清水事務局次長：ちょっと補足させていただきます。

この審議会の部分については、今説明しましたように、貸し手5人、借り手5人、それから学識5人と法令上なっていて、そういうふうにししか運用ができない形となっています。それで、合併特例法上、それに対する特例というのは、議員の皆様にあるようなものはございません。ですからこの枠は守らざるを得ない形になっているのですけれども、合併時点で、ではその皆さんの小作の状況を改定とか、いろいろあわせて、どう把握していくかということにつきましては、専門部会、事務方の中でも非常に協議になりまして、それは十分な調査を行っていくという形をとっていきたい。

つまり、地方に出ていって、いろんなご意見を聞いた中で、そういうものを参考としながらやっていくという話にはなっておるわけでございます。

加えて、現在の石狩市の状況におきましては、学識者が3名となっております、5名の定数に達しておりません。ですので、厚田村・浜益村からできれば1人ずつ配置というようなことも検討をあわせてやっていって、全体とあわせて皆様の小作の状況について、きちんとした把握を行っていければと、またご意見の反映をしていっていければというふうに、事務方としては考えているところでございます。

田岡会長：定員いっぱいの中で、厚田村・浜益村の実態に理解のできる手法とか、それから13人から15人へ2人増員の中で、実際にご意見のあったような中身について、制度では制約を受けておりますけれど、実態の中で対応するということになると思います。

どうぞ。

長原委員：石狩市の長原でございます。

この表記の中で、石狩北部地区消防事務組合について、合併時に引き続き加入ということで、あっさりとして記入されております。

もちろん一部事務組合脱退せよというようなことを言うつもりはございませんけれども、こういう表記ではなく、現在ご承知のとおり、消防事務組合のあり方が将来に向かってどういう姿が妥当なのかということは、この間、いろいろと議論も重ねられてきているところでもあります。

したがって、引き続きそういった検討、協議ということが行われるような、保証できるような表現と。つまり今後のあり方について検討するというような表現が本来あるべき書き方ではなかろうかと私は思うのですが、単なる協議項目ということで、このような表現の仕方はいかがなものかと思えます。そういう検討はできないか、提案させてもらいたいと思います。

清水事務局次長：事務局の方からご説明いたします。

今のご発言をちょっと確認しながらのご説明になろうかと思えますけれども、32ページの1番、一部事務組合等の中の北石狩公平委員会、この中の構成員である石狩北部地区消防事務組合、これについてのことのご意見でよろしいかと思うのですけれども、ここの場合は北石狩公平委員会についてどうするかという話でございまして、石狩北部地区消防事務組合についての加入云々のことではございません。

これは構成員として、石狩北部地区消防事務組合がこの公平委員会の1構成員であるというそれだけのことを参考で上げておりますので、消防に対してどうする、こうするということは、この後の協議事項となってきますので、ご了承願えればと思います。

田岡会長：どうぞ。

村重委員：先ほどの質問と多分すごく似通っているのですが、33ページの委員会等、具体的取扱いで定数及び任期は法令などにより定められていることからということで、多分石狩市のこの人数に合わせることになると思うのですが、新市になってもこの枠からは出ないということかどうかの確認です。

私はちょっと教育委員会等のことしかわからないのですが、とても広範囲、先ほどから人口規模とかそういう範囲のお話がたくさん出ていた中で、5名の教育委員さんの人数というのはかなり少ないなというような感覚を持ちましたので、お聞きしたいと思います。

田岡会長：事務局お願いします。

清水事務局次長：今のご質問にお答えいたします。

これは法令等で定まった人数ですので、この域を出ることはできません。今教育委員会ということ为例として、一番お気になさっていたと思われそうですが、その教育委員会の委員数5名というのも決まっておりますもので、これを勝手に増やしていくという形はちょっとできない状況ということでございます。

田岡会長：さまざまな段階で、同様に合併するとしたら新しい中にどのような、例えば教育委員会の取扱いという、人数の問題もさることながら、やはり地域自治というものをどういうふうに運用していくかという問題に触れていくことになると思うのです。

ですから、この提案の限りにおいては、法の整理に従うことになりませんが、それを現実にもどう補完したり、どう地域が運営できるかという問題については、やっぱり地域自治というものをどうするかという議論の中で、相当フォローされていくのではないかと。そのことが最も大切だと思っておりますので、質問のご趣旨はそういった中で、議論の中に加味させていただければと思います。

はい、どうぞ。

坪田委員：石狩市の坪田です。

33ページの監査委員のところ、横にずっと見たときに報酬が全然違って、ちょっと勉強会で説明していただいたときに、常勤だということで、石狩市の監査委員の方の有識見者の方が59万円の報酬を受けているのですが、この監査という言葉を見たときに、一般的な法人で考えますと、すごいこんな給料もらっていて、公正正大な立場をとれるのかなというように思ったのです。法律で決まっているのであれば仕方ないのだと思うのですが、その監査委員が21ページのところを見ますと、特別職の中に入っているのですよね。

この3市村の協議によって別に定めるものとするという中に、この監査委員が入っているというあたりが一般的な法人のような考え方でいくとよくわからない。社長と副社長と監査が一緒にいて、助役よりも給料が高いというあたりが、ちょっと一般的な常識では考えられないのですが、法律でそういうふうになっているのかどうか、ちょっとご説明願いたいと思います。

清水事務局次長：ご説明いたします。

まず、監査委員のところでございますけれども、監査委員には常勤と非常勤がございます。行政規模が大きくなりますと、監査する業務というのが膨大に増えていきます、というのは部署が増えますので、取り扱うお金や件数とか、そういうものが非常に多くなってきます。ですので、非常勤、要するにちょっと言葉は悪いですが、毎日来ていない、何日か後に来るとか、必要なときに来るというのでは追いつきませんので、常勤監査委員を置きまして、そして日常からその業務を見て、監査していて、その中で金銭等を適正であるかどうか等を行っておるわけでございます。

ですので、毎日来て、そのようにずっと業務を続ける者と毎日ではなく必要なときに来て業務を行う者では、当然勤務の時間数は異なってきます。そういった面から報酬に差がついているということをまず1

点ご理解いただきたいと思ひます。

それから、なぜ常勤監査委員が特別職のところに載っているかといひますと、これは自治法の問題になってくるわけですが、自治法上、常勤監査委員については、議会の承認を経るという形をとっております。そうせざるを得ないように規定上なっております。

ですので、常勤の特別職として、これにつきましては21ページのところですが、特別職の身分の取扱いに、市の分については入れさせていただいたと、こういう整理をさせていただいたというところがございます。

田岡会長：そのほかにございせんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、協議第8号について、ご提案させていただいたとおりで確認させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり決定させていただきたいと思ひます。

次に、協議第9号 各種事務事業の取扱い(社会福祉関係)について、協議をいたします。事務局より説明をいたします。

江部主任：協議第9号 協議項目26-3-4 各種事務事業の取扱い 社会福祉関係についてご説明いたします。

主な内容を37ページからの個表で説明いたします。

1、関係団体(公共的団体)等につきましては、社会福祉協議会や献血に関する協議会など、3市村それぞれに類似する団体があり、新市の一体性の確保のため、統合・再編等を働きかけるものとします。

2、附属機関等につきましては、3市村に民生委員推薦会、石狩市に社会福祉審議会があり、新市においても引き続き必要とする機関であることから、一体性を図り、統合または存続するものとしております。

3、補助金等につきましては、3市村で共通している民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、遺族会、社会福祉法人等に対する補助については、3市村の補助内容にほとんど差異がなく、一体性の確保の原則からも、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

このほかに石狩市で現在行っている3つの制度。1つ目に社会福祉事業を行うのに必要な施設整備を行う社会福祉法人等に対し補助する民間社会福祉施設等整備費補助金。

38ページに移りまして、2つ目に町内会、地域のボランティア等の団体が高齢者、児童、障害児及び障害者の支援として、地域で実施する事業に対し助成するまちかどサポートセンター運営支援事業補助金。

3つ目に、ウタリに対し住宅の購入等について貸し付けするウタリ住宅新築資金等貸付。

これらの制度については、新市においても引き続き行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

浜益村生活困窮者生活つなぎ資金貸付につきましては、生活保護を受けている方や、受けるおそれのある方に対し、資金を貸し付けする制度であります。北海道社会福祉協議会や石狩市社会福祉協議会に同様の貸付制度があることから、合併時には廃止することとしております。

なお、合併時に償還中であるものについては、償還が終了するまで現行どおりであります。

4、生活保護事務については、法律に基づく事務であり、3市村の事務内容に差異がないため、合併時に石狩市に合わせるものとします。

5、その他社会福祉関係事務につきましては、3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、

合併時に石狩市の制度に合わせるものとしします。

これらのことから、36ページに戻りまして、調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとするとしております。

以上、協議第9号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見等いただきたいと思ひます。

長原委員：お尋ねしたいのですが、浜益村の生活困窮者生活つなぎ資金貸付制度について、現在どの程度の利用があるのか、お示しいただければと思ひます。

また、今の事務局の説明としては、石狩市社会福祉協議会で同様の制度という説明でしたけれども、これは前に季節労働者のところでも一度お話ししたことありますが、制度の内容はかなり違ひまして、限度額は5万円ですし、その他の点でも、それから道の社会福祉協議会という、道の制度という話もありましたが、これもまた相当制度が違ひまして、同様の制度ということには必ずしもならないので、その点申し上げておきたいと思ひます。

専門部会（向井）：住民福祉部会の浜益村の向井と申します。よろしくお願ひいたします。

ただいま長原委員からご質問ございました現在の本制度における状況でございます。平成11年度が4名、平成12年度2名、平成13年度2名、平成14年度3名、平成15年度は3名でございますけれども、2名が完済しておりまして、現在1名でございます。なお残り2名もこれから申請する計画であります。

それから、本制度について内容をちょっとご説明申し上げますと、本制度の発足につきましては、昭和39年度に生活保護法による保護者、または保護を受けるおそれのある生活困窮者を対象にいたしまして、他の方法で生活資金の調達が困難な場合にあって、当面の間の最低生活を維持するためのつなぎ資金として、貸し付けを行ったのが初めてでございます。

当時につきましては、5万円から始まりまして、その後、社会経済状況、あるいは消費動向を勘案いたしまして、平成4年度から現行の10万円に引き上げられた状況でございます。先ほど申し上げましたように、年間2ないし3名が利用しているところでございます。

特に、本村でこれが必要になった理由を申し上げますと、新規の生活保護の認定に当たりましては、保護の実施機関が北海道石狩支庁であることから、申請から認定、そして保護費の支給まで、当時は早くても1カ月ぐらいかかっていたと思われまひます。そのつなぎ資金としての活用形態、特に生活保護の申請から開始決定、そして保護費の支給までの当面の間、生活困窮者の最低生活を維持する関係で本制度を制定し、便宜を図ってきたところございまして、その内容に対しましては意義深いものであると評価しているところでございます。

しかし、合併時におきましては、その保護の実施機関が石狩市となることから、認定期間が短縮され、生活保護の支給日が今まで石狩支庁から受けていた月1回、毎月1日でございますけれども、それに対しまして、石狩市になりますと週1回払いになり、そのつなぎの間が相当短縮されることから、本制度の制定趣旨から見ても、つなぎ資金の基本的な対応が可能と考えております。

したがって、浜益村といたしましても、その限度が5万円である石狩社協並びに道社協の緊急小口資金貸付制度に振りかえても、十分これに対応するものと理解をしているところでございます。

長原委員：1週間程度といひますが、現実そんな甘いものではなくて、もっとかかりますよ。

それから、現実に石狩市でこういった事情により、つなぎ資金が必要とされる方は、別に統計を手元に持っておりませんが、年間で結構件数はあると、利用者がいるというふうにお思ひます。その限度額は5万

円です。したがって、私は前も申し上げましたように、現在の状況からして、この浜益の制度1世帯10万円と、必要性からそう引き上げたというご説明でございまして、いい制度だなというふうに理解します。

したがって、これはむしろ合併時に廃止するというよりは、再編、検討と、道社協の貸付制度などともならみ合わせながら、石狩市社協の制度、浜益村の制度を十分にらみ合わせて、再編、検討というような方向が妥当ではなからうかと、私としては思うところではありますが、そういう修正というのは可能性はありませんでしょうか。

田岡会長：今の全体の整理をさせていただきたいと思いますが、1つは浜益村の制度をベースに、浜益村の存在ということをどうするかという議論がここでのテーマ性を持っております。

一方で、石狩市の5万円を10万円にするという議論と、浜益村の制度の存在、その制度を残すというところで、10万円だけがくっついているという議論だと思います。

したがって、浜益村において、石狩市社会福祉協議会、道社協等の制度の中で、プラスのメリットがあるのだということを事務局から説明させていただいているのですが、そのことについてはそういうふうにご理解していただければと思います。

ただ、実態的にはといいますと、今実態は2名ないし3名の方が1カ月と1週間の間において、1カ月待たされたので10万円、1週間で出るので、石狩市の5万の制度でいかがでしょうかという話なのですが、石狩市の10万円にする制度とはそもそも本質的に議論が違うのではないかと思いますけれど、どうですかね。

小林委員：石狩市社会福祉協議会で5万円という資金をお貸ししておりますね。これはやっぱりつなぎ資金ですよ。つなぎ資金で本当に例えばもうあと500円しかないとか、米がもう底をついているとか、そういう方々が多いですね。したがって、5万円で生活扶助を受けるまでと。それは市のケースワーカーの業務が大変強化されておりますから、スピーディーでありますから、このつなぎ資金で食いとめて、生活保護をお受けになっていると。そういうことで大変に感謝されています、これは。

それで、私は地域性が違うなあと。石狩市の場合にはともすると姿を消してしまうのですな。5万円の支払いはなし、さあ、家庭訪問をいたしましても姿はなし、どこへ行ったかわからない、そういうことで回収不能というのがあるのですよ。ところが僕は浜益村、厚田村にはそういうケースというのはまずは考えられないだろうなと。したがって、私は社協がこれから合併協議を積極的にいたしますが、地域性を重んじて、そしてその地域で社協がそれぞれの3地域がそれぞれの共同体を大事にして、やはり社協活動を行っていくと。その一つとして生活資金も本当に苦しむ人たちのためにスピーディーに対応を申し上げなくてはいけないなと。

それで、お金が高ければいいというものではないのです。本当に返すのに苦労するから。わーっと、5万円、10万円と、そうしたらもう全然違うのですね、これは。長原委員のご意見とは私は少し異にいたしますが、借りるのは少ない方がいい。そして本当に小出しをして、生活扶助を待つと、そういうふうな形が私は望ましい、そのように思っております。

田岡会長：そのほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

加納委員：石狩市の加納です。

37ページのこの関係団体の部分のところを含めて、具体的取扱いで社会福祉協議会も含めて、新市の一体性の確保のための、統合・再編等を働きかけるものとなっておりますけれども、これ今ちょっと小林委員からもお話ありましたけれども、これは市村合併までに合併ということになるのか、それとも

合併してからそういうことを検討してするのか。というのは下の補助金のところでは、社会福祉協議会の補助金だとかを含めて、合併時に石狩市の制度に合わせるとなっているのですね。ここで上と下ではちょっと整合性が合わないと思いますけれども、この辺の考え方についてお示しをいただきたいと思います。

清水事務局次長：事務局の方からお答えさせていただきます。

関係団体のところの具体的な取扱いで、統合・再編等を働きかけるという、この文言のその時期という形になるかと思われませんが、仮に合併することが決まった場合については、合併準備期間というものがございます。今のところ想定されるのは6カ月以上、実際には恐らく8カ月とかそういうたぐいになるかと思いますが、そういう期間、合併が決まってからそういうところも含めまして、そういう同じような期間にご検討いただければということの働きかけはしていかなければならないものかと思っております。

また、他団体のことでございますので、いろんな時間のかけ方、協議のかけ方、仕方で時間がかかる場合がございます。そういうことで合併後にその関係団体の方が統合というふうな形になる場合も出てきましようけれども、それはそういう状態を見ながら補助の方も考えて対応していかなければいけないものと考えております。

小林委員：この合併というのは、社会福祉協議会というのは市町村に1カ所でございますから、したがってやっぱり合併をしなくてはいけないという法律に基づいて、私たちはこれを合併いたしますと。

今、これから具体的に事務局で打合せを2月に入りましてさせていただきまして、そして今度は役員の皆様方にお集まりをいただいて、そして順次、合併の事務を進めてまいりまして、可能な限り鋭意努力をして、この市村合併と石狩の社協の合併とは同時進行が望ましい、そういうふうに考えていきたい。協議会の会長とそういうお話し合いを鋭意していきたいと、そういうふうと考えております。

加納委員：そうであるならば、この具体の取扱いについて、そういう前向きな部分があるわけですし、新しい市ができて1つしか認められないのであれば、合併時に統合するなり何なりということを示しても構わないのではないですか。働きかけるだとか何かというのは、どうなるかわからないようなニュアンスになってしまいますので、当然そういうことになるのだというふうな表示の方がわかりやすいと思いますけれども、いかがですか。

田岡会長：ここで別人格に対して、そこまでの表現はできないと思います。

あくまでも、それぞれの団体において働きかけるという表現の中において判断されるものだというふうに思っておりますし、それから合併が先にあるということではなくて、合併するとしたらの前提に基づいて、さまざまな準備協議をされるのは結構ですが、合併を前提にこの文章の表現ということには決してなりませんので、この辺は人格尊重という、それぞれの団体の物の考え方を尊重する意味で、こういう表現でご理解いただきたいと思います。

そのほかにございせんか。

どうぞ。

堀委員：すいません、今のことに関連してなのですけども、さっきの生活困窮者つなぎ資金がありましたよね。あれは石狩市の社協の事業ですよ。これ、先ほどの話でいくと、石狩市の方に合わせるということで、これ合わせるということは、では浜益村の社協で事業としてやるということなのですか。石狩市の社協としてやるということですよ、ということは、社会福祉協議会としては1つになるということですよ。そこは統合されるということですよ。何かちょっと今の話聞いていてわからなくなったので、確認だけしました。

田岡会長：もし仮に合併するとしたら、出来高は全く1つしかない話です。

そのほかにございませんか。

はい、どうぞ。

加納委員：要するに、新しい市になったら、法律上、社会福祉協議会というのは1つしか持てないわけでしょう、これは。それであればこれは合併したときにはこういう形になりますよということで取り扱っているわけですから、鋭意検討するとか何とかするという話ではないのではないですか。

1つになったときにはここで統合するなり何なり含めて、1つの法人格としてなるわけですから、ここでやっぱりそういうことはしっかり明記できるのではないですか。検討の余地あるのですか。余地はないのではないですか。1つになったら。

田岡会長：検討の余地はないのです。法律で決まりますから。

加納委員：だからそういう姿をここで検討して、こういうふうに出しているわけですから、ですからそういう表現をしないとおかしいでしょう。ほかにも何か、そうしたら何とかなるのかなというふうに、この表現だけだとなってしまう。下の方の補助金では、合併時に補助金についてはそこに出すということになっているわけですから。

だから、そういう面で、上と下の整合性が合わないのではないですか。だめという意味ではなくて、表現として1つにしかならないのだから、そういうことで検討の余地があるみたいな、働きかけるだとかというあいまいな表現ではなくて、合併時に統合するということで問題はないと私は思いますけれども。

田岡会長：わかりました。ちょっともう少し交通整理させていただきます。

小林委員：独立して存在しているからね。

田岡会長：そのことももうご質問者十分わかっての質問なんです。整理の仕方として、前後の関係も含めて、もう一度文章整理はさせていただきます。

ただ、この場合、ここだけはもしかすると最終調整させていただきますけれど、ラインが必要かもわからないですね。社会福祉協議会は法定義務といいですか、法律の範疇で判断されるものですが、献血推進協議会等においては働きかける内容になる団体だと思いますから、そこにラインなどを入れて文書整理をさせていただきますと思います。

恐らく、事務局は下の意味もあって文章表現をこういうふうにとまとめたところがあると思いますので、ご質問の趣旨、十分わかりましたので、文書整理をさせていただいて、次回再提案させていただきますと思います。

そのほかに、はい、どうぞ。

福沢委員：事務事業の現況調書の80ページに書かれているところで、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

ここに当該事務調整方法というところの案でございますけれども、課題と調整方法の2つに書かれていることの調整方法の中で、基本的には社会福祉事業の健全な発達を図ることを目的に行われるものであり、単に法人経営の健全化を図るために助成するものではないという言い方をして、このことは石狩市の条例の中を読むと、そのとおりの条例の運用だというふうに理解します。

したがってということからです。したがって、合併時において、制度上は石狩市の社会福祉法人助成条例に統合し、運用を図ることとするけれども、現在厚田村で実施している2法人に対する補助金の交付については、今後は団体が行う事業に対して、補助をする方向で取り進めると、こういうふうに書いてあります。ということは現在厚田村でやっている中身というのは、この協議の中ではかなり政治判断というか、政策志向であるというふうにとらえられる書き方になっていると思うのです。

そこへいきますと、今私どもがこれでいいですか、この案で石狩市に合わせることでいいですかというのを単純にいいですねと答えられる立場にあるのかなというのが、一番危惧しているところです。

というのは、やはり政治判断というのは最高権限者である人が加わって、ある程度調整がついたということであれば、私たちもいいのではないですかと言えるのですけれども、最初に早い時点で確認したときには、どこの首長さんも合併そのものもしかるこながら、この協議には一切顔を出さない、意思をあらわさない、こういうご答弁をいただいているので、こういう協議が今ここでいいですねと、私ども協議会の委員が言える形になるのだろうかという部分、これはうちの議会で恐らく合併したときのことを想定していますけれども、これを了承していきますと、今年度からの予算編成の中で非常に議論の対象になってくる可能性が出てくるというふうに思いますので、この辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

田岡会長：暫時休憩させていただきたいと思います。

(休憩)

田岡会長：それでは、会議を再開させていただきます。

専門部会(大林)：石狩市の福祉総務課の大林と申します。

ただいまの社会福祉法人等への助成につきまして、私の方からお答えいたします。

ただいまのご質問の趣旨でございますけれども、現在厚田村で実施しております2法人に対します交付金200万円とここに計上されておりますけれども、この交付金について、あくまでも調整方法案のところで表示しているのは、今後は団体が行う事業に対して補助をする方向で取り進めるということで、私ども分科会におきましては協議が整ったところでございますけれども、この交付金が2法人に対して各100万円ずつ交付されているというふうにお聞きしておりますけれども、この交付金がなくなったことによって、事業費補助という形で交付することが可能かといったご趣旨でよろしいのか、再度確認させていただきたいと思います。

福沢委員：そういう趣旨ではなくして、事業やって補助金なりそういうものがつくのは、左側の石狩市を見てもそれは理解している。

ただ、ここに表現として、課題でも言っていますし、調整方向のところでもそのことを言っているのは、厚田村の現在やっている交付金については問題があると。だから合併時にはなくするよという表現ですから、ここまで踏み込んでこられると、我々だけの判断なのかという、ここでいいですかという形。首長の政策的なものが非常に働いているのに、私どもだけが合併協議会でいいですねと返事ができませんでしょうかという問いかけをしているわけです。

専門部会(大林)：わかりました。

ただいま福沢委員からご指摘がございました点、私ども大変理解をしているところでございます。分科会で協議した経緯を申し上げますと、厚田村で2法人が運営されているのは、特別養護老人ホームと知的障害者の入所施設の運営等にかかわるものというふう聞いております。したがって、現在特養につきましては、介護保険が平成12年度に創設されまして、以降介護報酬等の中で運営をされている。また障害者施設につきましても、平成15年度から支援費制度のもとで、それぞれ運営をしているものでございます。

したがって、本来であれば社会福祉法人として、その事業費の中で当然事業を賄うというのが基本でございます。その赤字補てん的といいますか、いわゆるこの課題の中で大変僭越だったのですけれども、横出し補助という表現を使わせていただきましたけれども、こういうものにつきましては、本来

はその支援費制度、あるいは特養の運営費補助の中で当然別途協議を進めるべきでないかなという意味で、こういう書き方をさせていただきました。

大変申しわけなく思っておりますけれども、私ども分科会としては、事業費の中で事業に反映した中で協議をして、取り進めていこうという形で協議が整ったところでございます。

田岡会長：そのほかにございませんでしょうか。

ただいまの答弁に関連して、何かご質問ありましたら、ぜひ承りたいと思いますが。

(なしの声)

田岡会長：それでは、ご質問ございませんようですので、協議第9号について、原案のとおりで確認をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、協議第9号について、原案のとおり確認をさせていただきたいと思います。

次に、協議第10号 各種事務事業の取扱い(住民福祉庶務関係)について、協議をさせていただきたいと思います。

中村調整班長：協議第10号 協議項目26-3-13 各種事務事業の取扱い 住民福祉庶務関係についてご説明いたします。

41ページからの個表でご説明いたします。

1、関係団体、協議会等につきまして、4つの団体がありますが、新市においても必要でありますことから、合併時に引き続き加入するものとしております。

2、簡易郵便局につきまして、表の下の補足をごらんいただきたいのですが、厚田村には石狩市と同様の設置形態で、行政が設置する古潭簡易郵便局があります。平成15年度末をもって閉鎖となることが決定しておりますので、協議の対象としておりません。

また、浜益村には柏木簡易郵便局がありますが、個人が開局しているものでありますので、協議の対象とはならないものであります。

よって、行政として開局している簡易郵便局は石狩本町簡易郵便局のみでありますので、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

3、国民年金事務、4、火葬許可事務、5、計量検定事務につきましては、3市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、40ページに戻りまして、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとするとしております。

以上、協議第10号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見ございますでしょうか。

(なしの声)

田岡会長：なければ、協議10号につきましては、提案された内容で確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおりで確認させていただきます。

次に、協議第11号 各種事務事業の取扱い(文化財関係)について、協議をいたします。事務局より説明いたします。

中村調整班長：協議第11号 協議項目26-6-6 各種事務事業の取扱い 文化財関係についてご

説明いたします。

44ページからの個表でご説明いたします。

1、関係団体（協議会等）につきましては、浜益村において「荘内藩八ママシケ陣屋跡」が国の指定史跡であることから2つの団体に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとしております。

2、附属機関等につきましては、文化財の保護、活用に関する重要事項を審議する機関として、3市村において同様の審議会を設置しております。新市においても必要な機関であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

3、補助金等につきましては、郷土研究会補助金として、地域の郷土史を調査研究している当該団体へ活動費の一部を補助しているものであります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

45ページへ移りまして、4、郷土資料館管理につきましては、現在、厚田村と浜益村においては設置されておりますが、石狩市においては、（仮称）地域誌資料センターが平成16年4月に開館予定であります。

運営管理事務については、統一的に行うことが必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

なお、開館時間や入場料などの利用条件等については、現行のとおりとしております。

5、文化財関係事務につきましては、3市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、43ページの調整の内容としまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、郷土資料館管理のうち、利用条件等については、現行のとおりとするとしております。

以上、協議第11号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見いただきたいと思いますが。

はい、どうぞ。

福沢委員：この協議を今回どうしてもやらなければならなかったのか、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。というのは、最後に郷土資料館のところ、石狩市地域誌資料センターが、平成16年4月から開館予定という形で、中身については未定で、ただ有料になるとだけ書いてございます。

厚田村はずっと無料でございまして、中身が全然検討されていない、見えない形の中に合わせる。確かに編入合併ですから、石狩市に合わせるのはいいのですけれども、今の協議、この場所でやらなければならなかったのか、もう少し3月の議会にかかりますよぐらいまで、こんなものですよというぐらいのものが出ないで、どうしてこんなにこのものを急いでやらなければならないのかなという疑問があるのですけれど、そのことについてお答え願います。

清水事務局次長：事務局から、提案の時期等についてのご質問でしたので、お答えさせていただきたいと思います。

事務事業等のこの4の中の郷土資料館の管理につきましては、歴史やここの文化の遺物の資料のこの展示、公開、これらを統一的に行う、この部分の事務の取扱いについては3市村で合わせて、また似たような事務でございまして、一体的に行うことが可能であろうと。

ただ、今ご指摘のありました石狩市の新しい施設について、まだその詳細が見えないという状況ではございますけれども、これはその施設の利用のところにかかってきますので、こういったものについては石狩市、厚田村、浜益村については、合併時には現行のとおりでいこうと、そのままのところ、合併

した直後においてはそのとおりでいきましょうという形で、事務方では話し合ったところでございます。

ですので、石狩市の詳細の見えない部分というのもご不満はあるというのは重々わかりますけれども、そのとおりというのは現行のとおり、つまり決まった形でいくし、厚田村の無料というものを妨げるものではございません。そういった点で今回提案させていただいたというところでございます。

田岡会長：そのほかにございませんか。

どうぞ。

長原委員：以前から大変気になっていたのですが、この関係団体というのが各章に全部出てきます。この関係団体というのが一体どの程度の財政負担を伴っているのかということについては、この協議の現況調書等でも一切出てきません。かなりの数の関係機関というのがありまして、どの程度の財政負担になっているかということについても、その1団体についてどういう必要性があるのかということについても、もう少しきちんとした方がいいのではないかなというふうに思います。

今回の協議事項の中で、全国史跡整備市町村協議会というのと、全国市町村文化財保存整備協議会というのが浜益村において現在加入をされていると。石狩市は加入をしていなかったし、厚田村も加入していないと。これは新しく加入をするということですが、本当に加入が必要な協議会であったならば、これまでも石狩市は多分加入していたはずだと思います。加入していなかったものが、本当に今これどうしても新たに必要なのですか。どうもその辺がわからない。

同時に、こういうこの各種協議会というのがほかの項目にもいっぱい出てくるのですけれども、本当にこれ1つひとつその必要性について精査されているのでしょうか。もちろんその団体がどういう役割を果たして、どういう必要性があるのかと、私ども1つひとつ詳細に調査したことはありませんが、かなりの数に上りますので、もう少し慎重な検討も必要なのかなという気がするのですが、いかがでありますでしょうか。

専門部会（石橋）：石狩市の石橋と申します。よろしく申し上げます。

全国史跡整備市町村協議会と全国市町村文化財保存整備協議会というのは、浜益村だけが荘内藩ハママシケ陣屋跡という国指定の史跡を持っておりますので、その関連で入っているものであります。

したがって、厚田村、それから石狩市はまだ残念ながら国指定のものがございませんので、この団体には加入していないということでございます。

田岡会長：そのほかにございませんか。

はい、どうぞ。

長原委員：事務局に聞いているのは、こういったものの財政負担はどの程度になのか、そういうことも協議できないのかということを知っているわけですが。

専門部会（石橋）：ただいまのご質問にお答えいたします。

全国史跡整備市町村協議会負担金につきましては1万円、それから全国市町村文化財保存整備協議会負担金が5,000円という内容になっております。

長原委員：はい、わかりました。

わかりましたが、各章にたくさん出てきますよね、何とか協議会、かんとか協議会というのがですね。これ本当に全部要るのかなと。情報提供ということもあるかもしれませんが、中には国のいろんな各省庁の外郭団体とかと言われていて、いわゆる天下り先ではないかと指摘をされている名前も見えるわけでございまして、そういった意味ではこれらの協会にどう加入するべきかと、あり方というのは、私ども1つひとつ精査しているわけではありませんが、より慎重な精査をお願いしておきたいと思います。

田岡会長：委員のおっしゃる基本的なお考えというのは全く同様でありますので、仮に合併するなどして新しい段階になったときに、これらの問題というのはひとつ今法定協議会の中ですべてを網羅、整理するという事は事実上困難なので、そのお考え方を承りながら、今後の行政の中で反映していきたいというふうに思っております。

そのほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

福沢委員：1つ最後にお聞きしたいのですけれど、先ほど一番最初から26項目の協議項目の中で議論しているよという話がございまして、ずっとそれをやっていることについては間違いなくやっているのですけれども、ただこんな形で本当に間に合うといたらおかしいのですけれど、いいのでしょうかという疑問をもう一度投げかけてみたいと思います。

例えば、新市の事務所の位置というのは、もう確認されております。でもこれは事務所の位置であって、旧厚田村や旧浜益村の役場をどんな取扱いにするか、支所にするのか、出張所にするのかといった、そういう大きな問題というのは1つも出てこない。どこで出てくるのかちょっとわかりませんが、19番の町名にしても、字名にしても、どんな取扱いがいいのといっても、こうやってどこかでだれかが調整して、幹事会か専門部会かわかりませんが、統一できたら初めてここへ持ってきますよという方式で、本当にこれらがやっていけるかどうか。

やはり、ある一定のときに、これはあくまでも合併したらという前提はついてはいますが、そうしたら町名や字名がどうなるのかということについては、これ当然もう住民に問いかけるというか、その手法も一つの時間が必要でといたら、最後に持っていったときに、その期間の時間をくださいという、審議がいったん中断した形になってしまう可能性がある。

ですから、全体のバランスを見て、先にやらなければならないものは何かというその振り分けみたいなものは全然しないのでしょうか。26項目で確かに大事なことはたくさんあると思いますけれども、最後はやはり住民から聞かなければ結論を出せないものも出てくる可能性が十分あるものについて、早くこの場で議論のたたき台といいますか、させていただかないと、ここにいる委員だけが勝手にどんどん決めていって、納得できる合併の協議にはならないような気もするのですけれども、その辺について伺いをさせていただきたい。

田岡会長：まず、非常に重要な案件がまだこのテーブルに上がっていないということについては、率直におわびをしたいと思います。

逆に言うと、それだけ事務調整の段階でも大きな問題を含んでおりまして、なお調整に時間がかかっているという状況であります。

それから、お尋ねのとおり、町名、字名などというのは、地域住民の意向というものが大きく反映されていく事案でありますので、当然そちらの意見等も反映する形で原案がまとまることが望ましいのですが、あくまでもこれは1つの仮説といえますが、合併するとしたら話ですから、合併が決まったら当然何条何丁目の細かな地域説明会等は、その段階で詳細にわたって行われると。

ちなみに、石狩市の例だけで申し上げますならば、区画整理等が終わりまして、その町名を決めるに当たって、住民の手続をなくして、事務局原案や議会提案がされているということでは決してありませんので、実態上の話とこの法定協議会に置かれる権限の範疇とが少し現実には差異が生じることはお許しをいただきたいと思います。おっしゃっている趣旨は十分そのとおりだというふうに思いますので、特に住民に関心の深いものについては、できるだけ事務調整の中で地域の意見を斟酌する努力はこれからもし

ていきたいと思いをします。

なお、今日先ほど58%という冒頭にお話をさせていただきましたが、しかし実質に私は30%しか終わっていないというのは、それだけこれから難問がたくさん出てきます。それで実際担当の報告を聞いている限りでも、まだその糸口さえつかめない問題、これだけ数カ月を要してもできないほど大きな問題も現実にあります。

その段階で協議会に出すと、調整がつかなくなる問題だと思っています。原案をある程度提案させていただいて、それに固執することなく、極めて意見を斟酌しながら結論を出していきたいというふうを考えておりますので、もう少し時間をいただければと思います。

なお、どんな状況になっているか、若干の詳細が現段階における主なところをちょっと事務局から、逆にどういう状況になっているか説明させますので、こんな状況になっていますということを共通理解でいただければと思います。

清水事務局次長：事務局から全体の今の状況をご説明いたします。

お手元に配付させていただいております資料の1をごらんいただきたいと思いをします。

資料1、協議項目一覧となっております。今日提案したものと、今まで提案したものと、それぞれが確認されているものとの2つを26項目に分けていっております。

最初の基本項目につきましては、2番の合併の期日、これは最後に合併の全体が見えてからの形になるのかなというところで考えておるところでございます。

それから、6番目の議会議員の定数及び任期の取扱い、これは小委員会に付託している事項でございますので、その検討を待っているところでございます。

それから、次に行きまして、8番目の地方税の取扱い、これは国保税との絡みもありまして、いろいろなところでもたついているところがございますけれども、場合によってはそういったところを切り離して、地方税だけ次回程度に上げられればという事務調整は進んできております。

それから、10番目の地域審議会の取扱いにつきましては、これは支所の取扱いとあわせまして、地域自治組織をどうしていくかという形で、小委員会で行っております。支所のあり方とともに今その小委員会で出てきたところで、結果を待って、協議会にかける形となっております。

11番目の新市建設計画（新市将来構想）につきましては、これは将来構想一部分は今日ご確認いただいたところでございますけれども、これからつくる新市建設計画については、これはもう少し時間がかかりまして、小委員会でもんだ後、恐らく最終局面に近い形のところで提案というところになるかと思われまます。

その次に行きまして、14番目の組織及び機構の取扱い、これにつきましては地域自治組織の支所等のあり方に絡むものもございまして、そういったところを踏まえて、最終的に提案させていただくという形になるかと思いをしますのでもう少し時間がかかります。

次に、15番目の一部事務組合等の取扱い、これにつきましては消防等の取扱いで今苦慮している面がございまして、それらについてももう少しお時間をいただければというところでございます。

それから、16番目の使用料・手数料等の取扱い、これにつきましては次の公共的団体等の取扱いと同じなわけですが、いろいろな単元のところで使用料、手数料、それから公共的団体についての取扱いというのは出てきておりますので、それらがまとまった段階で、一括して再度ここに上げてこういう状況でございますということでお諮りする形になりますので、これについても最後の方という形になります。

18番目の補助金等の取扱いについても同様でございます。

19番目の町名・字名の取扱いにつきましては、今のところ進めておりますけれども、最終的な事務方の判断について、1月末に返答を待つということで、幹事会ではいったん締め切るということになっておりますので、その状況を見て上げていきたいと考えておりますが、地域審議会の関係で地域自治組織を置くのであれば、区というものが出てきます。そうしますとその区というものについての名前等の関連が出てきます。その関連が急に浮上してきましたので、これについても十分な検討をしなければいけないと考えているところでございます。

それから、20番目の慣行の取扱いにつきましては、そんなに時間のかからないうちにお出しできればと考えているところでございます。

次に、22番目の国民健康保険事業の取扱いですけれども、これにつきましても今シミュレートをとっているところでございます。2月いっぱいにかかるのではないかと考えているところでございますので、できれば3月の協議会にかけられればという状況でございます。

24番目の行政連絡機構の取扱いにつきましても同様のところでございます。

25番目の公社・第三セクターの取扱いにつきましても各段階のところでは決まってくる部分がございますので、その個別の項目のところでは出てきたものを集めて、それを全体としてどうするかというところなので、終わりの局面になるかと思われま。

あと、各種事務事業の取扱いに行きますと、今後2月、3月で順次上げていく形となりますけれども、主なものとしまして、26-3、高齢者福祉関係以下の福祉の分につきましては、最後の調整的なところの局面に入っておりますが、もう少し時間がかかります。2月か3月にでも上げたいと考えているところでございます。

あと、主なところでは26-5、建設水道の上水についてはある程度まとまったところまで来ましたが、下水のところは、細部、最後のシミュレートと調整部分が残っておりますので、これについて鋭意進めて、これもできれば3月ぐらいになろうかと思っておりますけれども、そちらの方に上げていきたいと思っております。

教育文化一連のものにつきましては、もう少々で上がろうかという動向に来ているところでございます。全体の流れとしては以上でございます。

田岡会長：補足いたしますけれども、現在通常国会に提案される地域自治組織の区という話が出たのですが、これらの法案というものがどうやら見え隠れ、今始まっております。

新聞等で一部報道されておまして、私どももその原々案なるもの話を聞いておりますが、それらが極めてまだ流動的であるということで、全体の組織をどう動かしていくかというのが見えないことによって、総合的に全体の関連性がまだどうしても進まないという流動性が1つあります。

それから、高齢者等、福祉関係とかさまざまな形の中で、今石狩市で構造改革を進めておまして、それらの審議会で、市として審議会にゆだねている事案等を含めて、その答えが出なければ当協議会にかけられないというものではないのですが、やはり琴線に触れる部分については、ある種の方向を持たないと、当協議会の中には出すことができないなど、各構成母体において、流動性がある部分があります。そういうふうになるとシミュレートをしながら、どう原案をまとめていくかということになります。一例を言いますと先ほどの4月から地域誌資料センターが開設するというようなことについての前提をある程度置きながら原案を整理していくという手法を、福祉のさまざまな事業の中でも出てまいりますので、これらの調整にも時間がかかっているということだと思えます。

それから、特に基本構想ができ上がりましたので、今度はそれぞれの事務の積み重ねが始まります。こ

の事務の積み重ねはいわゆる既存の施策の調整に入りますので、かなり詳細にわたっていわゆる従来の施策が残るのか残らないのかというのが1つひとつまな板に上がる問題ですから、これもまた調整に時間がかかるということです。

状況はご理解いただいたとしても、今事務局実際にほとんど土曜、日曜日なく全員がフル活動してこういう状況に何とかこぎつけておりますので、なお一層難しい案件をできるだけ早い段階でご議論いただくような運営の仕方に努力をしてみたいというふうに思っております。

協議第11号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり確認させていただきます。

5. その他

田岡会長：そのほか、何かこの際、ご意見等ございましたら承りたいと存じますが、どうぞ。

鈴木委員：議会だよりを見ますと、石狩市の議員の一般質問などで、市長が合併ありきでないというふうな答弁の中で、要するにタイムリミットが今年の夏ごろだというふうなことを言われていますけれども、我々はこの法定協議会というのは合併ありきでなく、合併ありきだというふうな解釈の中で協議をさせていただいていると思っております。

ですから、合併ありきでないものが、もし夏ごろに合併ができないというふうな結論が出た場合、厚田村が単独でどこを向けばいいのかというふうな心配をしなければならない時点で、どうすればいいのかということは、隣に座っている牧野村長がどのような形で対応するのかというふうなことが1つの問題になるかと思えます。

そういうふうな事態の中で、私はやっぱり合併ありきでないというふうな言葉は使ってほしくないと思います。

ただいま構造改革を進めていられるというふうなことも聞きましたし、総合開発も進んでいるというふうなことを聞きまして、安心いたしました。けれども、市議会の質問などの段階でも総合開発計画が合併の検討の中で、合併した場合、しない場合を左右するという問題点だというふうなことも言われているということも伺っておりますので、ぜひひとつ合併ありきでないというふうな考え方を持たないで、この法定協議会を合併ありきだというふうなものに切りかえていただいて、進めていただくことが大事ではないのかなというふうに思っております。

まず、そういう感覚の中でこれからも大変なことだと思いますけれども、進めていただきたいというふうなことを要望申し上げたいと思います。

田岡会長：ちょっと答えづらいのですが、この協議会の性格は第1回目の協議の中で、それから私の基本的な石狩市の市長として市民に申し上げるときには、やはり合併するとしたらと、しない場合との両論を正確に説明して、情報を提供し、市民の皆さんにご判断し、議会で議決をするという手順を踏んでいきたいと思っておりますし、その中に住民投票等についても、最終段階において住民の皆さんがどうしてもその手法しかあり得ないのだというご判断があるなら、そのことまで私は否定しないという答弁もさせていただいているように、基本線は現段階で既に当協議会、あるいは石狩市議会において答弁させていただいた内容で進めさせていただきたいと思えます。

なお、鈴木さんのご意見はご意見として素直に受けさせていただきますが、基本的な姿勢というのは、もう合意のもとに行われている話だということで、ご理解をいただければと思います。

田岡会長：そのほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

6. 閉 会

田岡会長：それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。

本日の協議会はこの程度で終わらせていただきます。

なお、次回について、事務局の方からご案内をさせていただきたいと思います。

工藤事務局長：事務局です。

次回の開催予定は2月27日金曜日、午後1時から浜益村交流センターきらりで開催したいと考えております。議案については2月の中旬から下旬に送付させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田 岡 克 介